

平成 21 年度業務実績報告書

平成 22 年 6 月



独立行政法人 環境再生保全機構

Environmental Restoration and Conservation Agency

独立行政法人環境再生保全機構の概要

1. 第二期中期目標期間

平成 21 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日

2. 目的・業務の内容

(1) 目的

独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）は、公害に係る健康被害の補償及び予防、民間団体が行う環境の保全に関する活動の支援、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の円滑な実施の支援、維持管理積立金の管理、石綿による健康被害の救済等の業務を行うことにより良好な環境の創出その他の環境の保全を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。（独立行政法人環境再生保全機構法（以下「機構法」という。）第 3 条）

(2) 業務の内容

機構は、機構法に基づき機構の目的を達成するため、機構が有する能力等を発揮し、環境分野の政策実施機関として、その役割と責任を果たすため、次の業務を行っている。

- ① 大気汚染や水質汚濁の影響による健康被害の補償業務（公害健康被害補償業務）（機構法 第 10 条第 1 項第 1 号）
- ② 大気汚染による健康被害を予防するために必要な事業に係る業務（公害健康被害予防事業）（機構法 第 10 条第 1 項第 2 号）
- ③ 日本国内及び開発途上地域の環境保全に取り組む民間団体への助成業務並びに民間環境保全活動の振興に必要な調査研究等に関する業務（地球環境基金業務）（機構法 第 10 条第 1 項第 3 号及び第 4 号）
- ④ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理費用の助成等の業務（PCB 廃棄物処理助成事業）（機構法 第 10 条第 1 項第 5 号）
- ⑤ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条の五第 3 項に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理に係る費用の管理業務（最終処分場維持管理積立金管理業務）（機構法 第 10 条第 1 項第 6 号）
- ⑥ 石綿による健康被害の救済に関する認定、救済給付の支給、特別事業主からの拠出金の徴収業務（石綿健康被害救済業務）（機構法 第 10 条第 1 項第 7 号）
- ⑦ ①から⑥に掲げる業務に附帯する業務（機構法 第 10 条第 1 項第 8 号）
- ⑧ 建設譲渡事業及び貸付事業に係る債権の管理及び回収業務（債権管理・回収業務）（機構法 附則第 7 条第 1 項第 2 号及び第 3 号）
- ⑨ 良好な環境の創出その他の環境の保全に関する調査研究、情報の収集、整理及び提供並びに研修を行うこと（機構法 第 10 条第 2 項）

目 次

I	国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する 目標を達成するためとるべき措置	
	＜公害健康被害補償業務＞	
	1. 汚染負荷量賦課金の徴収	1
	2. 都道府県等に対する納付金の納付	6
	＜公害健康被害予防事業＞	
	1. 収入の安定的な確保と事業の重点化	9
	2. ニーズの把握と事業内容の改善	11
	3. 調査研究	14
	4. 知識の普及及び情報提供の実施	17
	5. 研修の実施	20
	6. 助成事業	22
	＜地球環境基金業務＞	
	1. 助成事業に係る事項	24
	2. 振興事業に係る事項	29
	3. 地球環境基金の運用等について	31
	＜ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務＞	34
	＜維持管理積立金の管理業務＞	36
	＜石綿健康被害救済業務＞	
	1. 救済制度の広報の充実、申請者等への相談の実施	38
	2. 制度運営の円滑化等	42
	3. 認定・支給の適正な実施	45
	4. 安全かつ効率的な業務実施体制の構築	52
	5. 救済給付費用の徴収	53
	6. 救済制度の見直しへの対応	54
II	業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	
	1. 組織運営	55
	2. 業務運営の効率化	57
	3. 業務における環境配慮	63
III	予算（人件費を含む。）、収支計画及び資金計画	64
	1. 予算	65
	2. 収支計画	68

3. 資金計画	71
4. 承継業務に係る債権・債務の適切な処理	76
IV 短期借入金の限度額	80
V 重要な財産の処分等に関する計画	81
VI 剰余金の使途	82
VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項	
1. 施設及び設備に関する計画	83
2. 職員の人事に関する計画	84
3. 積立金の処分に関する事項	86
4. その他当該中期目標を達成するために必要な事項	87
<参考> 年度計画数値目標達成状況一覧	89

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

<公害健康被害補償業務>

1. 汚染負荷量賦課金の徴収

平成21年度計画の概要

- 汚染負荷量賦課金の申告額に係る収納率 99%以上の維持。
- 一定規模以上の主要業種の工場・事業場に対し、平成20年度比 50%増の現地調査の実施。
- 徴収業務に係る委託業務契約（民間競争入札）において、平成20年度実績に比し 7%以上の削減。
- 民間競争入札の活用により申告書等の点検事務等に係る人員について、1名の削減。
- 申告・納付説明会において、納付義務者からの相談、質問事項等への的確な対応。
- 申告・納付説明会での意見・要望聴取の結果を、必要に応じ説明資料等への反映。
- 汚染負荷量賦課金専用ホームページの改善、汚染負荷量賦課金に係るシステム等の見直し。
- 汚染負荷量賦課金の徴収業務に係る委託事業者（以下単に「委託事業者」という。）に対して、委託業務の点検・指導、委託業務担当者研修会の開催。
- 汚染負荷量賦課金のオンライン申請の一層の促進。

平成21年度の重点事項

- ・平成20年度比 50%増（57工場）の現地調査を実施

平成21年度業務の実績

(1) 汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収

①汚染負荷量賦課金の申告額に係る収納率

納付義務者からの相談及び質問事項等に対応すること等により、汚染負荷量賦課金の申告額に係る収納率を 99%以上に維持した。

汚染負荷量賦課金の収納状況

(単位：円、%)

年度	申告額 (a)	収納済額 (b)	収納率 (c=b/a*100)
平成21年度	(41,560,816,400) 39,484,339,300	(41,557,815,017) 39,436,128,900	(99.99) 99.88

(注) 上段 () 書きは、平成20年度の数値。

②未申告事業所に対する申告督促の実施

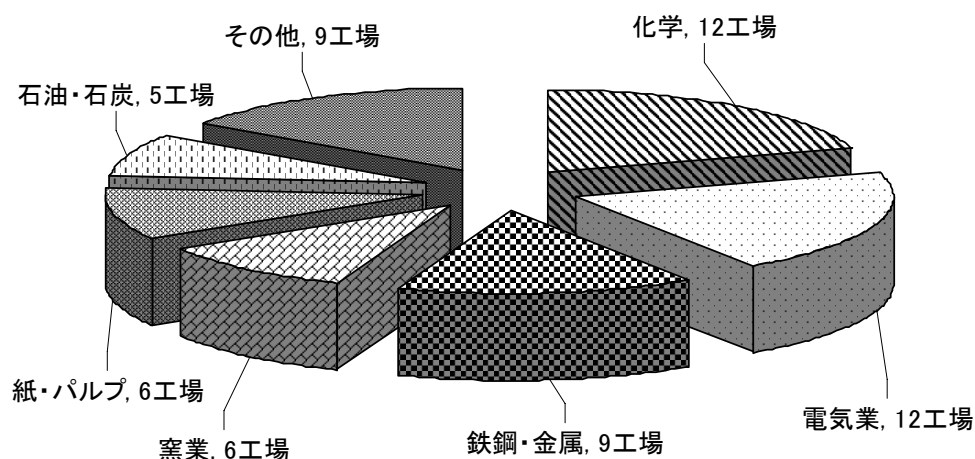
平成 21 年度の納付義務者 8,498 事業所のうち、申告・納付期限までに未申告が 632 事業所あった。これに対する申告督促を、委託事業者及び機構で実施した。その結果、480 事業所が申告・納付に応じた。

区 分	督促方法	督促対象 事業所数	申告・納付に 応じた事業所数	比率	非該当 事業所数
申告督促実施件数		632	480	76%	5
委託業者対応 (期限から 6/30)	電話、文書、 面接	632	438	69%	
機構対応 (7/1~3/31)	電話、文書、 現地督促	194	42	22%	5
督促実施後 未申告事業者数		147	清算決了等によって消滅 破産手続開始、住所不明等		34 113

③実地調査の確実な実施

「実地調査等事務取扱達」に基づいて、一定規模以上の主要業種の工場・事業場の中から選定した 59 工場に対して実地調査を実施した。

平成 21 年度実地調査の業種別内訳



実地調査においては、ばい煙発生施設及び製造工程の確認、申告書の根拠となる燃原料使用量等の原始帳票類（59工場・5年分）の調査を行った。

調査の結果、すべての工場において改ざん等の事実は認められなかったが、転記誤り等があった23工場について、申告書の修正又は更正を行った。

実地調査の結果

区分	修正、更正の理由	工場数
修正増	転記誤り等による過小申告	15
更正減	転記誤り等による過大申告	8
正当		41
合計		64

注) 調査は5年分を対象としたことから、工場によって修正・更正が重複することがあり、合計値と調査実施数とは一致しない。

(2) 汚染負荷量賦課金徴収業務の効率的実施

①委託業務による機構業務の効率化及び委託費の削減

民間競争入札によって契約した委託業務に、新たに申告書等の点検及び未申告督促業務を追加するなど機構業務の効率化を図った。

また、徴収業務に係る委託費を、平成20年度実績と比較し7.85%削減した。

委託費の削減

平成20年度委託費 (a)	平成21年度委託費 (b)	削減額 (c=a-b)	削減率 (1-(b/a)*100)
195,561,047円	180,215,984円	15,345,063円	7.85%

②点検事務等に係る人員削減

民間競争入札を活用した契約により、申告書等の点検事務等に係る人員(1名)を削減した。

(3) 納付義務者等に対する効果的な指導及び提供するサービスの向上

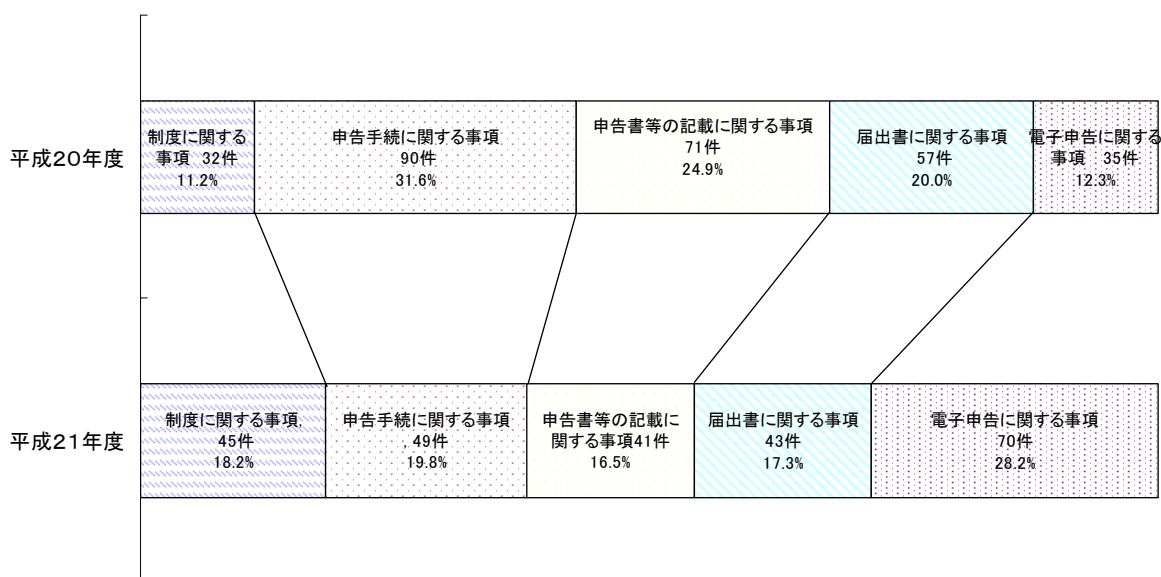
①申告・納付説明会等における納付義務者への対応

- ・ 全国149商工会議所102会場において実施した申告・納付説明会に、機構職員が出席し、納付義務者からの相談及び質問事項等(248件)に対し、個別に説明するなどきめ細かな対応を行った。

説明会での主な質問等

- ・ 工場を廃止したが、どのような手続きが必要か。
- ・ 年度途中で使用燃料を変更した場合の申告方法はどうか。
- ・ オンライン申告で、送信した後に誤りを発見した。その場合の具体的な手続きについて教えてほしい。

納付義務者からの相談・質問等の内訳



②汚染負荷量賦課金専用ホームページの改善等

- ・ ホームページでは、キーワード検索機能の追加等の改善を行ったほか、ウェブアクセシビリティ（ホームページへのアクセス性）の向上を図った。
- ・ 汚染負荷量賦課金に係るシステムでは、データ送受信における暗号化方式の変更による情報セキュリティの一層の強化を図るなど、納付義務者の利便性の向上を図った。

③委託事業者への適切な指導

委託事業者に対して、徴収業務の指導方法及び申告書の点検方法等について指導を行うとともに、具体的な申告手続きについて、理解を深めるための研修会（平成22年3月4日）を実施した。

④オンライン申請の推進

- ・ 申告・納付説明会において、オンライン申告のデモンストレーション等を行うとともに、導入促進に向けた文書を送付し、オンライン申請の推進に努めた。
- ・ 平成21年度のオンライン申告件数は、2,497件、全申告に対する比率は29.9%と平成20年度実績と比較して12.0%増加した。

申告方法別の申告件数

区 分	平成 20 年度		平成 21 年度	
	件数	構成比	件数	構成比
用紙申告	4,141 件	49.4%	3,647 件	43.7%
F D 申告 (*)	2,742 件	32.7%	2,198 件	26.4%
オンライン申告	1,508 件	17.9%	2,497 件	29.9%
合 計	8,391 件	100.0%	8,342 件	100.0%

(*) F D 申告とは、フロッピーディスクによる申告である。

自己点検結果

- ・ 公平な徴収を行うため、未申告督促、実地調査の実施及び委託事業者への指導を行うなどにより、汚染負荷量賦課金の申告額に対する収納率 99%以上を維持した。
また、実地調査を実施したことによる波及効果として、納付義務者の自主点検により、3 工場から修正申告の提出があった。今後とも引き続き賦課金の適正な申告指導に向けて実地調査を実施する。
- ・ 納付義務者からの申告書の作成や算定方法などの質問については、説明会資料やホームページに記載例を掲載し、充実した情報提供を図った。
また、今後ともオンライン申請の一層の促進を図っていく。

2. 都道府県等に対する納付金の納付

平成21年度計画の概要

- 必要に応じて補償給付費納付金関係書類作成の手引等の見直し、都道府県等の担当者への周知徹底。
- 都道府県等からの提出期限の徹底を図るとともに、オンライン納付申請等の協力依頼。
- 納付申請等の入力誤り等の事項の把握、都道府県等の要望も勘案した納付業務システムの改良。
- 現地指導について、原則として3年に1回のサイクルでの実施。
- 現地指導の結果について、国及び都道府県等への情報提供。
- オンライン申請の情報提供や導入依頼を行い、オンライン申請導入の推進。

平成21年度の重点事項

- ・ 納付金に係るオンライン申請の推進
- ・ 新型インフルエンザ予防接種費用助成事業の迅速な対応

平成21年度業務の実績

(1) 都道府県等に対する補償給付費納付金及び公害保健福祉事業費納付金の納付実績

(単位：百万円)

	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
補償給付費	59,656	56,999	54,867	51,740	49,473
公害保健福祉事業費	100	101	103	97	118
合 計	59,756	57,100	54,970	51,837	49,591

(参考)

(単位：人)

被認定患者数(年度末)	48,945	47,193	45,739	44,223	42,732
-------------	--------	--------	--------	--------	--------

(2) 納付申請等に係る事務処理の効率化

①補償給付費納付金関係書類作成の手引等の見直し等

- ・ 補償給付費納付金関係書類作成の手引について、補償給付費納付金納付要綱の改正を踏まえた記載例の追加、オンライン申請に関する記載項目の集約・整理等の見直しを行い、文書等により関係都道府県等の担当者への周知徹底を図った。
- ・ 年度途中で新たに対応が求められた「新型インフルエンザ予防接種費用助成事業」について、変更納付申請の事務手続が円滑に進められるように、関係書類の作成のための手順書を作成し、関係都道府県等に速やかに通知した。

②納付業務システムの改良

納付申請等における入力誤り等及び都道府県等の要望を踏まえ、画面表示方法の改良を行った。

③都道府県等への現地指導及び情報提供

- ・ 現地指導について、原則3年に1回のサイクルで実施する基本方針に則り、旧第一種地域は12都道府県等で、第二種地域は3都道府県等で実施した。調査では、死亡関係に係る給付に重点を置いて実施し、適正に処理されていることを確認した。
- ・ 現地指導の調査結果については、環境省主催の会議の場において、今後の公害保健福祉事業を進める上で参考となる事例の紹介を都道府県等に対して行うとともに、課題等を取りまとめて、環境省に対して情報提供を行った。

(3) 納付金のオンライン申請の推進

納付金のオンライン申請を促進するため、オンライン申請を行っていない都道府県等に対して、文書により導入の依頼（平成21年7月、平成22年3月）を行うとともに、環境省主催の会議等や現地指導の場等を利用し、オンライン申請の情報提供及び導入依頼を行った。その結果、オンライン申請の導入率は68%となった。

納付金のオンライン申請の導入結果

(実施数/対象都道府県等数)

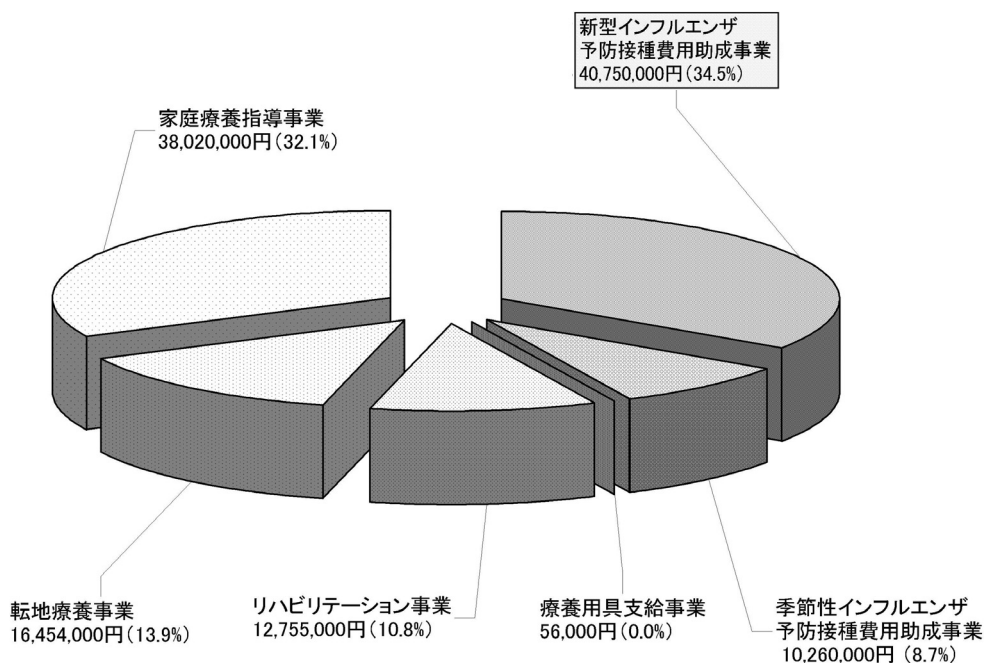
区 分	平成20年度	平成21年度
補償給付費納付金	51% (21/41)	71% (29/41)
公害保健福祉事業費納付金	40% (17/43)	65% (28/43)
合 計	45% (38/84)	68% (57/84)

(4) 新型インフルエンザ予防接種への対応

新型インフルエンザに係る予防接種については、環境省及び都道府県等と緊密な連携を図り、公害保健福祉事業の新型インフルエンザ予防接種費用助成事業の納付金として、助成対象39都道府県等のうち33都道府県等（約85%）に対し、40,750千円を迅速に納付した。

〈参考〉

平成 21 年度 公害保健福祉事業費納付金の事業種目別内訳



自己点検結果

- ・ 新型インフルエンザ予防接種への迅速な対応を図り、都道府県等に対する納付金の納付を確実に実施した。
- ・ 納付業務システムの改良、都道府県への現地指導、情報提供及びオンライン申請を推進することで、事務処理の効率化を図った。
- ・ オンラインを未導入の 27 都道府県等には、情報セキュリティ規程の改正やシステムの改修等が必要として導入に慎重なところが多くなっているが、今後とも、粘り強く未導入の都道府県等に対しオンライン申請導入を働きかけていく。

<公害健康被害予防事業>

1. 収入の安定的な確保と事業の重点化

平成21年度計画の概要

- 公害健康被害予防基金の運用について、平成21年度の運用方針を策定し、安全かつ有利な運用、自立支援型公害健康被害予防事業補助金の活用等により、収入の安定的な確保。
- 地域住民の健康確保につながる高い効果が見込める事業に重点化・効率化。

平成21年度の重点事項

- ・ 公害健康被害予防事業の継続的、安定した実施を図るため、安全かつ有利な運用の実施
- ・ 助成事業において、健康相談事業、健康診査事業及び機能訓練事業(以下「ソフト3事業」という。)を優先的に採択

平成21年度業務の実績

(1) 公害健康被害予防事業の継続的、安定した運用益の確保

運用方針に基づき、長期国債を中心とした債券を取得し、安全かつ有利な運用を図った。

平成21年度収入		(単位:百万円)	
	平成21年度 計画額	平成21年度 決算額	平均利回り (%)
基金運用収入	1,029 (1,245)	1,092 (1,137)	2.44 (2.40)
補助金	205 (200)	205 (200)	— (—)

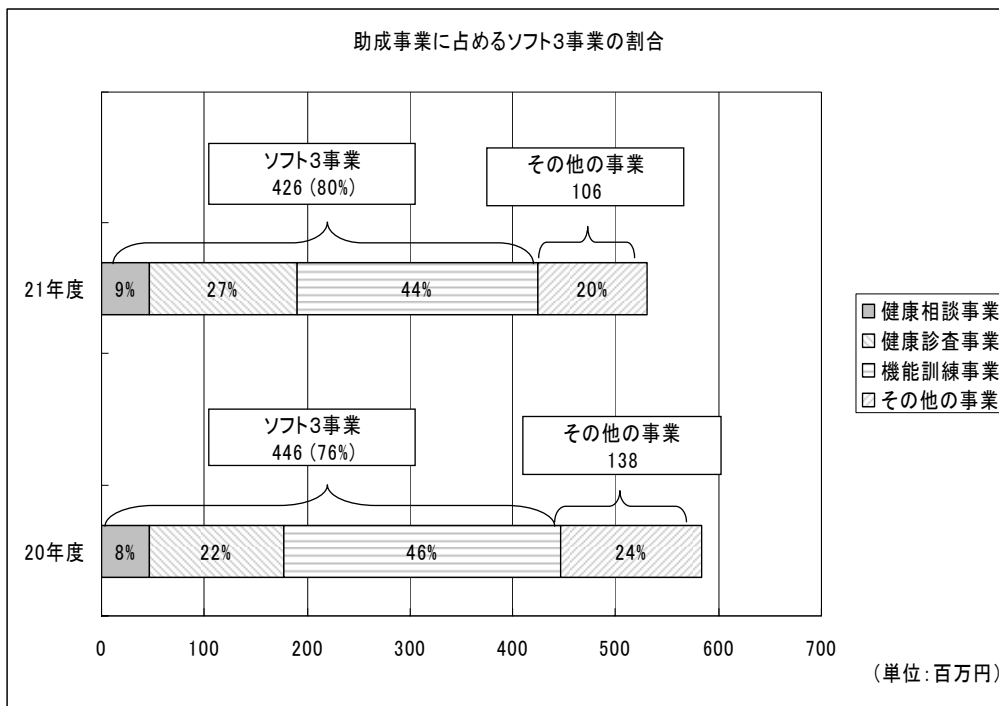
()書きは平成20年度

(2) 事業の重点化・効率化

- ① 地域住民のぜん息等の発症予防・健康回復に直接つながるソフト3事業について、地方公共団体の要望に全て対応できるよう優先的に採択した。

また、健康診査事業において、乳幼児に対する問診・指導の充実を図るため事業の見直し(問診回数2回→3回)を行った。

(参考)



- ② 予防事業を効率的に推進するため、自立支援型公害健康被害予防事業に係るネブライザー貸与事業及び家庭訪問指導事業に係る実施マニュアルを作成・配布した。

自己点検結果

(1) 収入の安定的な確保

運用方針に基づき保有債券の種別バランス等を勘案し安全かつ有利な運用を図り、収入を長期的・安定的に確保した。今後とも適切な運用を行い、長期的・安定的に収入を確保する。

(2) 事業の重点化・効率化

- ① 助成事業においては、ソフト3事業を優先的に採択するとともに、地方公共団体のニーズを踏まえ健康診査事業の見直しを行うなど、地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながるソフト3事業に重点化し、実施した。

平成22年度のソフト3事業の実施に当たっては、引き続き地方公共団体と緊密に連携し、地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復に適切に対応していく。

- ② 今後とも各種事業実施マニュアルの作成・見直しを行うなど、予防事業の効率的な推進に努める。

2. ニーズの把握と事業内容の改善

平成 21 年度計画の概要

- ぜん息患者等の満足度やニーズを的確に把握し、その結果を事業内容に反映させ事業を改善。
- ソフト 3 事業の事業実施効果の測定・把握のための調査を専門家や地方公共団体による検討会を設けて検討・試行。
- 環境省が平成 22 年度までの予定で実施している「局地的大気汚染の健康影響に関する疫学調査（そらプロジェクト）」について、情報収集。

平成 21 年度の重点事項

- ・ ニーズを把握し、これを反映した事業の改善
- ・ 定量的な指標によりソフト 3 事業実施効果の測定・把握を行うための試行調査の実施

平成 21 年度業務の実績

(1) ニーズの把握と事業への反映

- ① ぜん息患者等のニーズを踏まえ、診療ガイドラインに基づく最新情報を取り入れたパンフレットの見直し、講演会における講演終了後の個別相談会の実施など事業内容を改善した。
- ② エコドライブコンテスト参加事業者のアンケート結果を踏まえ、新たに優良活動事業所の事例紹介を取り入れたセミナーを開催する等、事業内容の改善を行った。
- ③ 機構ホームページの利用拡大に向け、年齢別・職種別利用者のニーズ調査を行った。

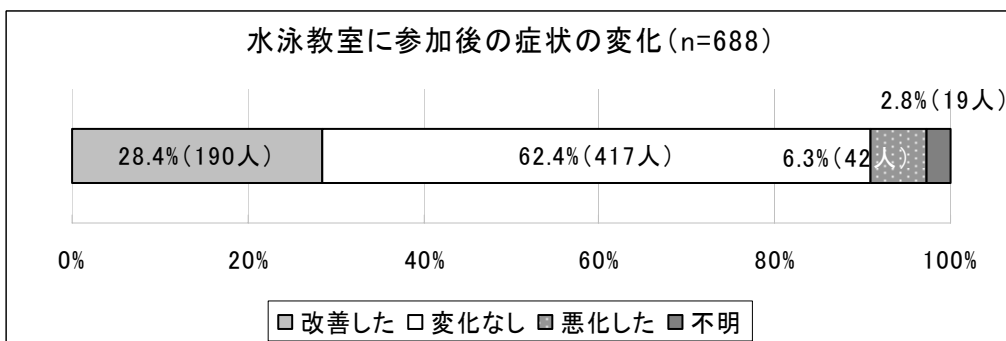
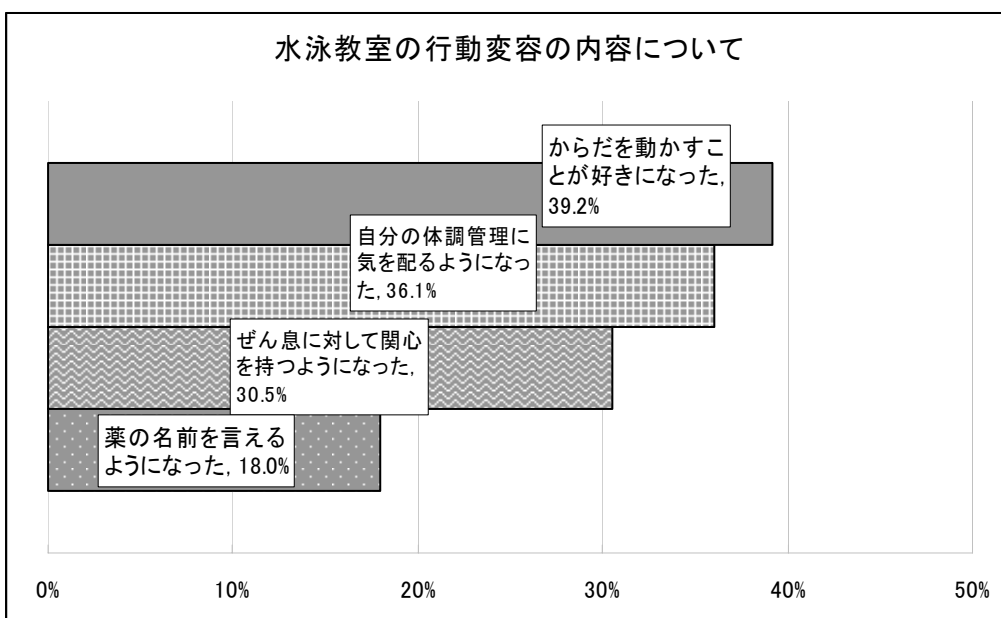
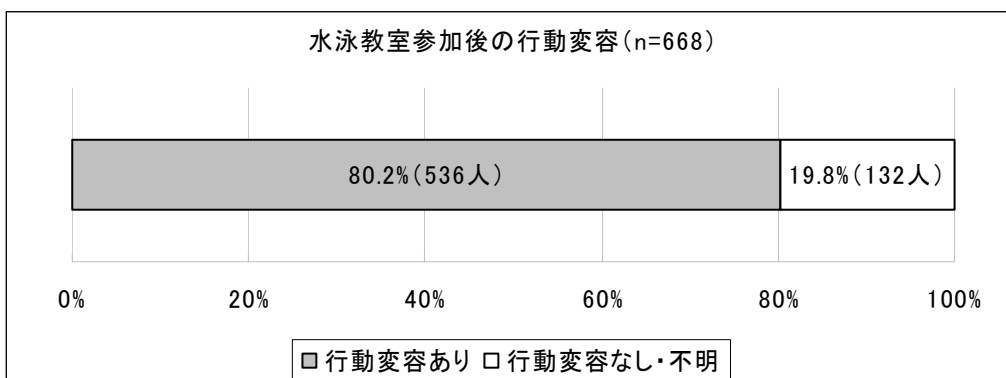
(2) ソフト 3 事業実施効果の適切な測定・把握のための調査

- ① ソフト 3 事業の事業実施効果の測定・把握のため、地方公共団体、ぜん息の専門医等の協力を得て、事業参加者に対し「行動変容」や「症状の変化」等を指標とした試行調査を実施した。その中間結果では、事業実施前後において、改善の効果が確認されている。
- ② 試行調査の結果をもとに、専門家等による検討会の意見等をも踏まえ、より詳細な効果測定・把握を行うため、平成 22 年度からの本格調査に向けて、調査票の見直しを行った。

(3) そらプロジェクトの情報把握

環境省が実施している「そらプロジェクト」については、平成 22 年度に取り纏め、解析となることから、引き続き情報収集に努めていく。

(参考) 水泳教室における行動変容と症状の変化について (試行調査の結果より)



※ 症状の変化については、「小児気管支喘息治療・管理ガイドライン 2008」に示す JPAC 設問票を利用した回答によるもの。

自己点検結果

(1) ニーズの把握と事業への反映

- ① ぜん息患者等からの最新のぜん息治療についてのニーズを踏まえ、「喘息予防・管理ガイドライン 2009」に基づく最新の治療方法などを取り入れたパンフレットの見直し等を行うとともに、アンケート結果を踏まえ、エコドライブセミナーの内容の改善を行った。
- ② ホームページの利用拡大に向けたニーズ調査を行った。今後、この結果を踏まえ、ぜん息薬に関する最新の情報など、利用者ニーズを反映したホームページの改善を図っていく。

(2) ソフト3事業の事業実施効果の測定・把握のための調査

- ① ソフト3事業の事業実施効果の測定・把握のための試行調査を実施し、事業参加者の行動の変化や症状の改善の効果（P12 参照）を把握した。
- ② 平成 21 年度の試行調査を基に調査票の見直しを行い、平成 22 年度以降、引き続き、地方公共団体や専門医、事業参加者の協力を得て、本格調査を実施し、取りまとめを行っていく。

3. 調査研究

平成 21 年度計画の概要

- 環境保健分野に係る調査研究について、公募により実施。
- 大気環境の改善分野に係る調査研究については、平成 20 年度に引き続き、3 課題の研究を実施。
- 公募の実施に当たっては、ホームページ等を活用し、課題の採択は、外部の有識者による評価を行い、公募の締切日から 60 日以内に決定。
- 各調査研究課題の外部有識者による評価として、年度評価を行うとともに、課題の終了後には事後評価を実施し、その評価結果を、次年度の研究内容や事業にフィードバック。
- 研究成果は、研究発表会等で公表し、機構のホームページ上でも公開。

平成 21 年度の重点事項

- ・ 環境保健分野に係る調査研究について、ソフト 3 事業の根拠となる新たな課題を公募により実施
- ・ 調査研究に係る経理の適正化、透明性の確保

平成 21 年度業務の実績

(1) 調査研究の公募による実施

①環境保健分野に係る調査研究

ぜん息等の発症予防、健康回復に関する事業実施効果の把握、事業内容の改善等を課題とする調査研究を、機構ホームページ及び関係学会のホームページ等を通じて広く公募したところ 23 件の応募があり、評価委員会による事前評価を経て、16 件を採択した。課題の決定に要した日数は 45 日であった。

締切日：平成 21 年 5 月 15 日

決定日：平成 21 年 6 月 29 日

②大気環境の改善分野に係る調査研究

- ・ 環境改善分野は、平成 20 年度に引き続き、局地的な大気汚染地域の大気汚染の改善に係る 3 課題を継続実施した。
- ・ 平成 22 年度からの新たな調査研究課題として、一般ユーザに対するエコドライブの普及による大気汚染の改善手法を課題とする調査研究の公募を、機構ホームページ及び関係機関のホームページを通じて、平成 22 年 3 月 1 日より開始した。

締切日：平成 22 年 4 月 15 日

③経理の適正化、透明性の確保

調査研究の実施に当たっては、これまで委託業務に係る留意事項等を取りまとめ指導等を行ってきたところであるが、更に経理の適正化、透明性の推進の観点から以下について改善を図った。

・調査研究業務事務処理方針の策定

委託費請求等作成に必要な事項等を網羅的・体系的に整理した調査研究業務事務処理方針を作成し、委託研究者及び会計責任者を対象に説明会を開催し、経理事務の適正化、透明性を図った。

また、委託費に対する現地調査を行い、委託費の適正な執行に努めた。

・委託契約者の見直し

調査研究の委託先を研究者（個人）と行っていたものについては、経理の透明性の確保の観点から、また、経理処理が大学等事務局により行われることなど、経理の適正化が図れることから、研究者が所属する機関の長との契約を推進した。

(2) 調査研究の評価、研究成果の公表

- ① 環境保健分野における平成 21 年度の調査研究については、平成 22 年 3 月に調査研究報告会を開催し、事後評価等を行った。
- ② 環境改善分野における平成 20 年度の調査研究については、評価委員会による年度評価を行い、評価結果については、平成 21 年度の調査研究内容に反映した。
- ③ 平成 20 年度の調査研究成果については、調査研究報告会のほか機構ホームページに公表するとともに、調査研究成果集を作成し、関係地方公共団体のほか関係学会などに配布した。

自己点検結果

(1) 調査研究の公募による実施

①環境保健分野に係る調査研究

地域住民のぜん息等の発症予防・健康回復に直接つながる課題を広く公募した結果、23 件の応募があり、事前評価を経て 16 研究を採択した。

平成 22 年度は、継続 1 課題の研究を実施するほか、平成 22 年度より開始する新たな調査研究課題について、評価委員会の意見等を踏まえ、公募を実施する予定である。

②経理の透明性、適正化の確保

調査研究の実施に当たっては、委託研究者等に対し説明会を開催するとともに現地調査による関係書類等の把握を行い、委託費の適正な執行を図るための指導を行った。

今後も引き続き、調査研究業務事務処理方針に基づき研究者等に周知を行い、経理の適正化、透明性を図っていく。

(2) 調査研究の評価、研究成果の公表

- ① 調査研究については、評価委員会による年度評価を行い、評価結果については研究者等へフィードバックし、次年度の研究内容に反映させた。今後ともより良い研究を行うため、評価等を適切に実施する。
- ② 平成21年度に終了する「エコドライブによる大気汚染物質の排出低減効果の定量的把握に関する調査」の研究成果は、エコドライブの普及促進を図るため、セミナー等で活用していく。

4. 知識の普及及び情報提供の実施

平成21年度計画の概要

- パンフレットの作成、ぜん息専門医等による講演会の開催やぜん息電話相談などの事業を積極的に実施。
- 参加者、利用者に対するアンケート調査を実施し、回答者のうち 80%以上の者から5段階評価で上から2段階までの評価を得る。
- ホームページ等を活用し、各事業による最新の知見や情報を幅広く積極的に提供。

平成21年度の重点事項

- ・ ぜん息患者等のニーズを把握し、ニーズに沿った知識普及事業の実施
- ・ ホームページを活用した情報提供の効果的な実施

平成21年度業務の実績

(1) 地域住民のぜん息等の発症予防、健康回復等に係る知識の普及

①講演会、講習会等の開催

- ・ 地方公共団体との共催により、専門医による講演会、講習会を実施したほか、昨年度に引き続き、特定非営利活動法人との連携により、ぜん息に関する専門医及び熟練患者による個別相談会を開催した。
- ・ ぜん息児水泳記録会については、開催予定時期が新型インフルエンザの流行拡大期と重なり、感染拡大を防止するため、共催する地方公共団体の意向も踏まえ、中止とした。

事業名	事業実施等
講演会	開催数：5箇所（3箇所） 参加人数：644人（448人）
相談会	参加人数：200人（185人） ぜん息等に関する個別相談会
講習会	開催数：12箇所（12箇所） 参加人数：1,104人（969人）
ぜん息電話相談室	相談件数：903件（1,169件）
ぜん息児水泳記録会	申込者数：338人（参加者数：364人）

() 書きは、平成20年度実績

②パンフレット・マニュアル等の作成・配布等

- ・ 診療ガイドラインに基づく最新情報を取り入れるためパンフレットの見直しを行ったほか、ぜん息患者の経験などを取り入れた成人ぜん息に関するパンフレットや、高齢者を対象としたCOPD（慢性閉塞性肺疾患）に関するパンフレット

トを作成した。

- ・ 予防事業を効率的に推進するため、ネブライザー貸与事業及び家庭訪問指導事業に係る実施マニュアルを作成・配布した。

配布先	配布部数	活用の内容
国・地方公共団体 (保健所、学校含む)	201 千部	ソフト3事業の参加者に対する教育用ツール、講演会教材、学校関係者の研修用教材、環境学習、環境イベントにおける啓蒙資料
医療機関	136 千部	医療機関受診患者への患者教育・指導等
個人等	123 千部	自己管理等
計	460 千部	(環境保健分野 428 千部、環境改善分野 32 千部)

③新型インフルエンザへの対応に係る情報提供

新型インフルエンザの流行拡大を受けて、ぜん息患者のための新型インフルエンザへの対処法について、パンフレット及び機構ホームページを通じて積極的に情報提供を行った。

④エコドライブコンテスト事業の実施等

- ・ 環境に配慮した自動車の運転をすることにより、燃費向上や交通事故の低減につながるエコドライブコンテスト事業を、地方公共団体・産業界・トラック事業者等との連携のもとに実施した。

平成 21 年度エコドライブコンテストの実績

燃費向上率 (1 社あたり)	6.5%
交通事故低減率 (1 社あたり)	29.5%

※コンテスト審査応募事業所を対象

- ・ エコドライブコンテスト参加事業者のアンケート結果を踏まえ、新たに優良活動事業所の事例紹介を取り入れたセミナーを開催する等、事業内容の改善を行った。
- ・ エコカーワールド・エコカーフェア、大気汚染防止推進月間の啓発活動を実施した。

事業名	事業実施等
エコドライブコンテスト事業	参加事業所数：9,733 事業所（3,860 事業所） 参加車両台数：146,287 台（135,034 台） セミナー開催：15 箇所（6 箇所）
エコカーワールド・エコカーフェア	横浜、名古屋、埼玉、北九州、大阪の 5 箇所 参加人数：334,500 名（296,500 名）
大気汚染防止推進月間の啓発活動	ポスター図案募集応募数：7,002 点（8,211 点） 広報：全国紙、駅貼り、車内広告等を実施

() 書きは、平成 20 年度実績

⑤事業参加者へのアンケート

知識普及事業にかかる事業参加者のアンケート結果の内、事業に係る満足度については、有効回答者のうち 5 段階評価で上から 2 段階までの評価について、平均 89.1%と高い評価を得ることができた。

(2) ホームページによる情報提供

- ① 「ぜん息などの情報館」及び「大気環境の情報館」のホームページを活用し、予防事業の実施を通じて得られた最新の知見や情報を幅広く提供した。
- ② 平成 21 年度のアクセス件数（134,202 件）は、前年度（110,008 件）と比較して、約 22%の増となっている。
- ③ 機構ホームページの利用拡大に向けた年齢別・職種別利用者のニーズ調査を行った。

自己点検結果

(1) 地域住民のぜん息等の発症予防、健康回復等に係る知識の普及

- ① 地域住民へのぜん息等の発症予防及び健康回復等に係る知識の普及を実施した。地域住民のニーズに応えるため、今後とも、引き続きパンフレット利用者や講演会等参加者からのアンケート結果を事業に反映させる。
- ② エコドライブコンテスト事業の趣旨を広く周知することにより、コンテスト事業参加者の拡大を図った。

(2) ホームページによる情報提供

- ① 「ぜん息などの情報館」及び「大気環境の情報館」のホームページを活用し、予防事業の実施を通じて得られた最新の知見や情報を幅広く提供した。
- ② 平成 22 年度は、本年度に実施したニーズ調査の結果を踏まえ、予防事業の内容に則した利用者のニーズを反映したホームページの改善を行っていく。

5. 研修の実施

平成21年度計画の概要

- 地方公共団体の各事業従事者を対象に、各事業への理解を深めるとともに、機能訓練研修、保健指導研修(小児・成人)及び環境改善研修を実施。
- 研修ニーズを把握し、有効回答者のうち80%以上の者から5段階評価で上から2段階までの評価を得る。

平成21年度の重点事項

- ・ 受講者のニーズや専門家の意見を盛り込み、研修を充実化

平成21年度業務の実績

(1) 研修の実施

地方公共団体が実施するソフト3事業の従事者等を対象に、各事業への理解を深めるとともに、事業実施に必要な知識及び技術等を理論的・実践的に習得することを目的に、以下の研修を実施した。

研修コース名	受講者数
初任者研修	65人
保健指導研修(小児・成人)	139人
機能訓練研修	69人
予防事業フォローアップ研修	57人
環境改善研修	74人
合計	404人(369人)

() 書きは、平成20年度実績

- ・ 保健指導研修については、受講者からのアンケート結果を踏まえ、保健指導の現場で役立つ、家庭環境整備の実技指導等を実践的な講義として新たに取り入れるなど、カリキュラムの見直しを行い、内容の充実を図った。
- ・ 環境改善研修は、受講者のニーズの高いエコドライブ関係にカリキュラムを重点化して実施した。

(2) 受講者へのアンケート

アンケートの結果、有効回答者のうち、平均96.6%の者から、5段階評価の上から2段階の評価(「大変有意義であった」・「有意義であった」)を得られた。

自己点検結果

- ・ 受講者のアンケート結果を踏まえ、保健指導の現場で役立つ、家庭環境整備の実技指導など実践的な講義を取り入れたカリキュラムを作成するなど、効果的な研修を実施した。

今後は平成 21 年度に得られたアンケートを基に研修ニーズを把握し、ぜん息専門医や自治体保健師等で構成する研修検討会において、平成 22 年度の研修カリキュラム作成等に反映させていく。

6. 助成事業

平成21年度計画の概要

- 環境保健分野に係る助成事業については、地域住民のぜん息等の発症予防・健康回復に直接つながる事業に引き続き重点化。
- 事業内容については、地域住民が参加しやすく、より効果的なぜん息等の発症予防及び健康回復を図る。
- ソフト3事業実施効果の測定・把握のための調査について、専門家や地方公共団体による検討会を設けて検討・試行。
- 大気環境の改善分野に係る助成事業については、関係地方公共団体等のニーズを反映しつつ、局地的な大気汚染地域の大気汚染の改善につながる事業を実施。

平成21年度の重点事項

- ・ 地域住民のぜん息等の発症予防・健康回復に直接つながる事業への重点化

平成21年度業務の実績

(1) 環境保健分野に係る助成事業

- ① 地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながるソフト3事業を優先的に採択し、健康相談事業 46 百万円 (46)、健康診査事業 144 百万円 (132) 及び機能訓練事業 235 百万円 (269) の助成を行った。

() は平成 20 年度

- ② 健康診査事業において、乳幼児に対する問診・指導の充実を図るため、事業の見直し(問診回数 2 回→3 回)を行った。

(単位：人)

事業名等		平成 21 年度	平成 20 年度
健康相談事業	相談参加人数	7,225	10,269
健康診査事業	指導対象リスク児数	156,769	135,442
機能訓練事業	事業参加延べ人数	27,956	37,544
合 計		191,950	183,255

- ③ 新型インフルエンザに係る対応状況について、各地方公共団体と情報の共有化、最新の知識の提供を図るとともに、新型インフルエンザによる事業の中止に伴う助成金の支払いについては、緊密な連絡・調整のもとに円滑に実施した。

(2) 大気環境改善分野に係る助成事業

局地的な大気汚染地域の大気汚染の改善につながる最新規制適合車等代替促進(助成)事業について、平成 21 年度から開始される新規制(ポスト新長期規制)

に対応し助成金交付要綱を改正し9百万円(24)の助成を行った。

()は平成20年度

自己点検結果

(1) ソフト3事業への重点化

地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながるソフト3事業に重点化し、実施した。

引き続き地方公共団体と緊密に連携し、地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復に適切に対応していく。

※「ソフト3事業実施効果の測定・把握のための調査」に係る項目については P11～P13 参照

<地球環境基金事業>

1. 助成事業に係る事項

平成21年度計画の概要

- 助成継続年数は、3年間を限度とし、特段の事情がある場合でも5年を超えないこと
- 地球環境基金の助成金を受けたことのない団体を対象とした助成を行うとともに、助成金募集に係る説明会を開催
- 助成対象は、国の政策目標や社会情勢等を勘案した分野に、海外の助成対象地域については、アジア太平洋地域を中心とする地域に重点化
- 助成金の支給についての支払申請書受付から支払までの1件当たりの平均処理期間は4週間以内
- 第三者による委員会等により、助成金交付に係る募集要領と審査方針を策定の上審査し、結果を公表
- 地球環境基金運営委員会の下に設置した評価専門委員会において助成事業の事後評価を実施
- 平成20年度評価の結果を公表するとともに、評価結果を募集要領及び審査方針へ反映
- 募集時期の早期化を図るとともに、助成案件の内定及び交付決定について、平成20年度の水準（それぞれ4月15日、7月2日）を維持
- 募集案内、各種申請書等の様式をホームページからダウンロードできるようにするほか、助成金募集に係る説明会を開催
- 助成先団体一覧、活動事例及び評価結果をホームページで紹介すること等により、より広範な情報提供を実施

平成21年度の重点事項

- ・ 情報提供の強化等による助成事業対象者の利便性の向上
- ・ 助成事業に関する周知・広報の強化

平成21年度の業務実績

(1) 助成先の固定化の回避

- ① 平成21年度助成において、3年を超える助成採択案件は採択しなかった。また、平成22年度募集案内において、一つの活動に対する助成継続年数は原則として3年間以内とする旨を明記した。
- ② 助成対象の裾野を広げるため、平成21年度助成において、地球環境基金の助成金を受けたことがない団体を対象とした発展助成を39件、総額90百万円交付決定し、平成22年度助成においても発展助成を募集した。

<平成 21、22 年度の助成金応募状況（単位：件、百万円）>

年度	一般助成		発展助成		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成 21 年度	288	1,682	220	759	508	2,441
平成 22 年度	280	1,251	189	576	469	1,827

<平成 21、22 年度の助成事業実施状況（単位：件、百万円）>

年度	一般助成		発展助成		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成 21 年度	129	432	39	81	168	513
平成 22 年度	117	425	36	85	153	510

*平成 21 年度は確定値、平成 22 年度は内定値である。

- ③ 地球環境パートナーシッププラザ、地方環境パートナーシップオフィス及び他の助成団体と連携・協力し、以下のとおり全国各地で助成金説明会を開催した。

<平成 21 年度助成金説明会開催状況>

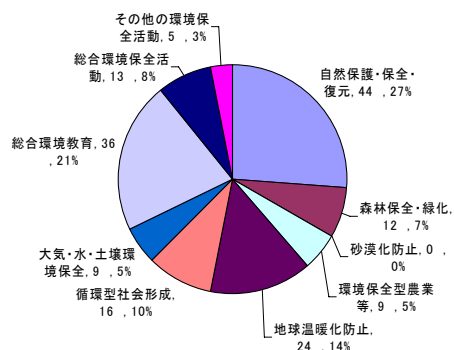
開催方法	開催場所
地球環境基金主催	仙台市、大宮市、東京都、大阪市、松山市、大分市 計 6 箇所
他の助成団体と共同 実施（新規）	札幌市、函館市、東京都、名古屋市、津市、大阪市、 奈良市、徳島市 計 8 箇所

(2) 助成事業の重点化等

- ① 平成 21 年度助成について、助成専門委員会において国の政策目標等を勘案して策定された地球温暖化防止、生物多様性保全等の重点配慮事項に基づき助成対象活動の採択を行った結果、重点配慮事項の対象活動は 140 件 (83.3%) となった。
また、海外の助成活動 (32 件のうち国際会議 1 件を除く 31 件) については、アセアン等のアジア太平洋地域での活動に重点化し、この地域における助成活動は 26 件 (83.9%) となった。
- ② 平成 22 年度助成については、助成専門委員会において、特に平成 22 年 10 月に名古屋において開催される生物多様性条約第 10 回締約国会議に関連する活動に重点化すること等を内容とする重点配慮事項を決定した。

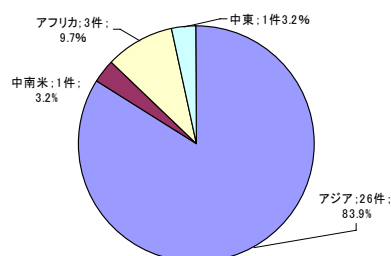
<参 考>

平成 21 年度助成事業分野別件数



助成件数：168 件

平成 21 年度助成事業海外助成件数



海外助成件数：31 件

(3) 助成事業に関する評価の実施

- ① 平成 20 年度に一般助成の活動最終年となる調査研究の分野の活動（9 件）について事後評価を実施し、評価専門委員会（9 月 18 日）で取りまとめ、評価結果を評価対象団体にフィードバックするとともに、評価結果の概要を 9 月 29 日に機構ホームページで公表した。

<平成 20 年度事後評価結果>

	A 評価	B 評価	C 評価	D 評価	E 評価
件数	4	1	3	1	0

(参考)

- ・ 評点A ⇒極めて高く評価できる水準・状況・結果である。
- ・ 評点B ⇒ある程度高く評価できる水準・状況・結果である。
- ・ 評点C ⇒普通の水準・状況・結果である。
- ・ 評点D ⇒やや不満足な水準・状況・結果である。
- ・ 評点E ⇒極めて不十分な水準・状況・結果である。

- ② 平成 21 年度以降の 5 年間の事後評価の実施方針を評価専門委員会（6 月 30 日）で決定した。この方針に従い、評価専門委員会（9 月 18 日）において平成 21 年度の評価対象活動として環境教育を主体とする知識の普及・啓発に係る 5 つのプロジェクトを選定し、平成 21 年 12 月～平成 22 年 3 月までの間に事後評価を実施した。

<平成 21 年度から平成 25 年度までの評価実施計画>

	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
活動形態	知識の提供・普及啓発		実践		調査研究
評価の中心となる分野	総合環境教育	地球温暖化防止	生物多様性保全	未定	全ての分野

- ③ 評価専門委員会（9 月 18 日）において、事後評価の結果を踏まえ、平成 22 年度助成金交付要望に当たっての助成専門委員会に対する提言を行い、その結果を平成 22 年度助成金募集案内に反映した。具体的な提言内容及びその対応は、次のとおりである。

提言の内容		平成 22 年度募集案内における対応
1)	調査研究の実施体制に関する情報の把握	提出書類に、「調査研究の場合、活動に協力する専門家やその専門性などを含む「調査研究体制が分かる資料」の提出」を必須とした。
2)	調査研究成果の活用方法の把握	要望審査の観点の中で、「調査研究成果の活用方法が具体的に示されている場合」は、加点要素とすることを明記した。

- ④ 平成 17 年度から 19 年度に 3 年間継続して一般助成を受けた 48 団体について、助成事業実施後の活動状況についてフォローアップ調査を実施した結果は、以下のとおり。

1)	団体に対する行政や企業、住民等の信頼感が増した	75.0%
2)	他団体とのネットワークが構築された	50.0%
3)	団体内の人材育成や活動を続ける自信につながり、組織が活性化した	54.2%

また、助成活動の実施により、行政や企業との意見交換・協力できる環境 N G O ・ N P O が育ってきており、例えば、次のような成果が上げられた。

- ・ 伊万里はちがめプラン(佐賀)は、生ゴミを堆肥として資源化し、その堆肥を用いて菜の花を育て、得られた菜種油を使った自動車で生ゴミ堆肥化を進めるという菜の花プロジェクトを提唱。同プロジェクトは、全国に広がっている(滋賀、秋田、奈良など)。
- ・ 白鷹ふる里体験塾(山形)は、里山をフィールドとした自然体験活動を通じた環境教育プログラムを東北大学と協働で作成。その成果は、DVD とテキストに取りまとめ、全国の青少年施設や教育機関、環境関連団体へ配布し、普及啓発を図った。今後は指導者の育成と自主財源による活動を展開していく予定である。

(4) 利用者の利便性の向上

- ① 平成 21 年度助成について、内定を平成 21 年 4 月 14 日に、交付決定を同 7 月 2

日に行った（参考：平成 20 年度：内定 4 月 15 日、交付決定 7 月 2 日）。

- ② 平成 22 年度の助成に関する募集案内（応募期間：平成 22 年 1 月 4 日～1 月 25 日）、各種様式（随時）、助成団体の活動状況（平成 22 年 11 月 17 日掲載）などを機構ホームページに逐次掲載した。
- ③ 平成 22 年度の募集案内について、利用者の見やすさ、分かりやすさに配慮し、以下のように全面的に見直した。
 - ・ 募集案内の冒頭に地球環境基金の概要を掲載
 - ・ 審査方針における要望審査の視点を「基本的な考え方」、「不採択となる例」、「加点要素」という性格毎に整理また、全国各地で助成金説明会を開催するとともに、説明会等において、地球環境基金以外の環境分野の助成金に関する情報や、NGO・NPO 向けの融資情報についても併せて提供した。
- ④ 支払申請に係る事務処理期間の短縮を図るため、厳正な審査を実施しつつ事務手続きの効率化を図った。

<平成 21、20 年度支払申請に係る事務処理日数>

年度	平均日数	年度	平均日数
平成 21 年度	26.12 日	平成 20 年度	27.03 日

- ⑤ 助成金の各種手続きに関する手引きの内容について、簡素化を行った。

自己点検結果

- (1) 情報提供の強化等による助成事業対象者の利便性の向上
 - 分かりやすさを重視した募集案内や手引きの内容の見直し、各種の助成情報や融資情報の提供などを行うことができた。今後も支払申請事務の効率化等に努めることにより、助成事業対象者の利便性の向上を図っていく。
- (2) 助成事業に関する周知・広報の強化
 - 地球環境基金についての理解を深めるため、機構ホームページ、助成金説明会等で積極的に周知・広報を行うことができた。引き続き広報の充実強化に努める。
- (3) 事後評価結果の反映
 - 平成 20 年度事後評価結果を踏まえ、調査研究の実施体制についての情報を提出書類に追加するなどの内容を平成 22 年度募集案内に反映させた。
 - また、地球環境基金助成事業の実施後に、行政や企業と協働できる環境 NGO・NPO が育ってきており、助成活動の実施による成果も上げられている。
 - 今後も地球環境基金事業の実施により、有力な環境 NGO・NPO を育成するとともに、環境 NGO・NPO による環境保全活動を推進していく。

2. 振興事業に係る事項

平成 21 年度計画の概要

- 調査事業については、国の政策目標に沿った調査研究に取り組むとともに、研修事業の講座等を活用し、民間団体等のニーズ調査を行う
- 研修事業は、環境保全に取り組む民間団体の人材育成という観点から効果の高い事業に重点化
- 研修事業の受講者に対するアンケート調査を行い、有効回答者のうち 80%以上から「有意義であった」との評価を得られなかったものについては、次年度に向けて改善

平成 21 年度の重点事項

- ・ 環境 NGO・NPO の活動状況を詳細に把握し、情報提供すること
- ・ 環境 NGO・NPO のニーズや参加のしやすさに配慮した研修・講座の見直し

平成 21 年度業務の実績

(1) 環境 NGO・NPO の活動状況の把握

環境 NGO・NPO の活動状況をより詳細に把握し、国・地方公共団体、環境 NGO・NPO 及び環境保全活動の参加を希望する者やこれらの活動を支援する団体等に情報を提供するため、地方環境パートナーシップオフィス等の中間支援組織の協力を得て、平成 21 年度より 3 年計画で環境 NGO・NPO の活動状況調査を開始した。

平成 21 年度は、北海道、中国、四国、九州の 4 ブロックを対象に調査を実施し、2,052 件から回答を得ることができた。

(2) 研修・講座の実施

平成 20 年度の研修・講座参加者の意見・要望等を踏まえ、公認会計士、社会保険労務士等の専門家を NGO・NPO の事務所に派遣して研修を行う組織運営出前講座を新設するなどの見直しを行い、実施した。

研修・講座参加者のアンケート調査における「有意義であった」との回答は、平均 99%と高い評価を得た。

活動報告会でのグループ討議



海外派遣研修 (バングラデシュ環境教育)



また、研修・講座参加者より情報提供、研修等に係るニーズ把握を行い、その結果を平成 22 年度の研修事業計画に反映させた。

(3) 研修・講座の募集に係る広報の充実、実施結果の公表

研修・講座について、早期に研修計画を公表（平成 21 年 4 月 23 日）するとともに、研修参加者の募集に当たっても、機構が把握している環境 NGO・NPO へのメールによる募集案内の送付、地方環境パートナーシップオフィス等に対する広報協力依頼などを行うことにより、周知・広報を充実強化した。

また、研修・講座の実施結果については、その概要を機構ホームページで公表し、研修・講座に参加できなかった者に対する情報提供を行った。

自己点検結果

(1) 環境 NGO・NPO の活動状況の把握

環境 NGO・NPO の活動状況に関する詳細な調査を実施するため、地方環境パートナーシップオフィス等の中間支援組織の協力を得て、活動状況調査を開始し、北海道など 4 ブロックのデータを収集し、2,052 件の環境保全活動団体の情報を収集することができた。この調査は 3 カ年計画であり、引き続き着実に調査を実施していく。

なお、これら団体の情報は、平成 22 年度に機構ホームページで情報提供する予定である。

(2) 研修・講座の実施

平成 21 年度の研修・講座の参加者による有意義回答率は中期計画・年度計画の目標を上回ることができた。平成 22 年度の研修・講座についても、参加者アンケート等により研修ニーズを把握し、平成 22 年度研修事業計画に反映させることができた。

今後も引き続き、受講者のニーズを把握し、それを踏まえて研修・講座を実施していく予定である。

3. 地球環境基金の運用等について

平成 21 年度計画の概要

- 地球環境基金事業の役割に対する国民・事業者等の理解が得られるように努め、基金の更なる積増しを図る
- 地球環境基金の運用につき、安全かつ有利な運用に努める

平成 21 年度の重点事項

- ・ 地球環境基金についての広報活動の強化
- ・ 既存寄付者に対する報告・感謝の充実

平成 21 年度業務の実績

(1) 募金活動等

取組の重点化や環境省等との連携の強化等により、効果的な広報募金活動の充実・強化を行った。

①地球環境基金の広報

- ・ 地球環境基金のニュースレターである地球環境基金便り第 27 号を 9 月に、第 28 号を 3 月に発行した（各 3 万 5 千部）。
- ・ 新たな活動として、フリーペーパー「everblue」（平成 21 年 6 月）、日経エコロジー（平成 22 年 1 月）に地球環境基金の広告掲載を行った。
- ・ 地球環境基金のパンフレット等設置箇所の拡大を図り、新たに国立公園のビジターセンター、国民宿舎、地方自治体の環境学習拠点施設等の協力を得た。
- ・ アウトドアフェスティバル、ウィンターリゾート 2010、エコプロダクツ展等へブース出展を行った。



日経エコロジー掲載広告

②募金手法の拡大

募金方法の充実を図り、新たにインターネットバンク（イーバンク銀行）を通じた募金を可能とするとともに、コンビニエンスストアの情報端末（Fami ポート）による募金受付を開始した。

③既存寄付者に対する報告・感謝の充実

- ・ これまでの感謝状に加え、発行基準を小額の寄付者にも広げた感謝状の発行を開始した。
- ・ 地球環境基金管理システムを改修し、新システムを利用して継続・高額寄付者に対して理事長名の年賀状を送付した。

④新しい視点での広報活動

企業との連携を強化するため企業CSR担当者向けの勉強会を開催した。

(勉強会の概要)

- ・ 1月21日、環境パートナーオフィス（東京 青山） 参加者 45名
- ・ コーズ・リレイティッド・マーケティング*（cause related marketing）を活用した企業と環境NGO・NPOとのパートナーシップの促進をテーマとして、研究者による報告や先進事例の紹介等を実施。
- * 企業が製品の売り上げから得られた利益の一部を、NGO・NPO等に寄付する等の社会貢献活動に用いたマーケティングの手法。

⑤寄付額

平成21年度における寄付額は85,179千円となり、平成20年度の寄付額(76,598千円)を上回り過去最高であった。

<寄付額の推移>

(単位：千円)

年 度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
寄付額	14,111	51,418	68,633	76,598	85,179

<地球環境基金造成状況>

(単位：件、百万円)

区 分	政府出資金		民間等出えん金		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
5～11年度	11	6,400	2,913	4,181	2,924	10,581
12年度	2	2,500	883	8	886	2,508
13年度	3	500	690	18	692	518
14年度	2	0	475	13	475	13
15年度	0	0	392	13	392	13
16年度	0	0	877	15	877	15
17年度	0	0	372	14	372	14
18年度	0	0	665	51	665	51
19年度	0	0	738	69	738	69
20年度	0	0	566	77	566	77
21年度	0	0	632	85	632	85
累計	16	9,400	9,203	4,544	9,219	13,944

(2) 基金の運用状況

地球環境基金の運用方針に基づき、以下の運用を行った。

種類	金額 (千円)	利率 (%)	預入日	期間
財政融資預託金	250,000	1.5	平成 21 年 4 月 21 日	11 年
〃	250,000	1.4	平成 21 年 10 月 6 日	11 年
〃	1,000,000	1.4	平成 21 年 11 月 2 日	11 年

自己点検結果

- ・ 地球環境基金の知名度を上げるための広報活動の強化に努めた結果、前年度を上回る寄付金を得ることができた。今後とも引き続き地球環境基金の拡充に向けて、広報・募金活動の強化を図って行く。
- ・ 地球環境基金の運用については、今後とも安全かつ有利な運用を行う。

<ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務>

平成 21 年度計画の概要

- 助成対象事業の実施状況等をホームページにおいて公表

平成 21 年度の重点事項

- ・ P C B 廃棄物処理のための助成の適正な実施と情報公開

平成 21 年度業務の実績

(1) P C B 廃棄物処理基金軽減事業への助成及び実施状況の公表

中小企業者等が保管する P C B 廃棄物の処理費用の軽減のための助成金交付（軽減事業）を実施し、四半期ごとの実施状況を以下のとおり機構ホームページで公表した。

- ・ 7 月、10 月、1 月及び 5 月（交付対象件数及び処理台数を公表）

(2) P C B 廃棄物処理基金振興事業への助成及び実施状況の公表

平成 21 年度の P C B 廃棄物の処理に関する研究促進のための助成金交付（振興事業）を実施し、実施状況を機構ホームページで公表した。

- ・ 研究テーマ：「大型トランス等の保管現場での抜油・付属品の取外しに係る
気化溶剤を用いての循環洗浄試験」

<参考-1：平成 21 年度軽減事業、振興事業実施状況> (単位：千円)

区分	平成 20 年度			平成 21 年度		
	件数	台数	金額	件数	台数	金額
軽減事業	3,834	3,994	701,048	2,776	6,314	1,159,560
振興事業			25,860			37,833

<参考-2：拠出状況 (平成 22 年 3 月 31 日現在)> (単位：千円)

年度区分	国	都道府県	民間出えん金
13~17	10,000,000	9,912,000 (-)	480,800
18	2,000,000	2,044,000 (88,000)	0
19	2,000,000	1,963,000 (44,000)	0
20	2,000,000	2,081,000 (81,000)	0
21	2,000,000	2,000,000 (0)	0
累計額	18,000,000	18,000,000	480,800

* 都道府県欄の () 内書きは、前年度後納分である。

自己点検結果

- ・ PCB廃棄物処理基金に係る軽減事業及び振興事業への助成について、環境大臣が指定する事業者からの申請に基づき、適正に審査して実施するとともに、交付状況について機構ホームページで公表した。

今後も適正な助成金の交付を実施するとともに、交付状況を機構ホームページで公表する。

<維持管理積立金の管理業務>

平成 21 年度計画の概要

- 安全性の確保を優先し確実な取戻しを確保しつつ、積立て及び取戻しの状況に応じた適切な運用
- 本積立金の積立者に対し、運用利息額等を定期的に通知

平成 21 年度の重点事項

- ・維持管理積立金の適正な管理及び取戻し状況に応じた適切な運用を行うこと

平成 21 年度業務の実績

(1) 維持管理積立金の適切な運用

維持管理積立金について、運用方針に基づき、最終処分場の埋立て終了等に伴う取戻しの状況に応じ安全性の確保を最優先に、以下の運用を行った。

<維持管理積立金運用状況>

種 類	額面金額 (百万円)	利回り (%)	購入日	償還日
利付国債	11,200	0.24	H21.10.15	H23.10.15
利付国債	15,000	0.633	H21.10.21	H26.9.20
計	26,200	—	—	—

(2) 維持管理積立金の適正な管理

維持管理積立金積立者に対して、預り証の発行を行うとともに、最終処分場設置の許可権者(90団体)に対し、積立て及び取戻し状況通知書を発行した。

また、維持管理積立金積立者に対し、運用利息の通知を行い、利息払渡し請求書に基づき、利息の払渡しを行った。

さらに、平成 21 年度の維持管理積立金について、許可権者からの算定通知が送付され次第、最終処分場設置者に払込通知を送付した。

<維持管理積立金の積立て及び取戻し状況>

(単位：千円)

年度 区分	積 立		取 戻 (△)		残 高 金額
	件数	金額	件数	金額	
16	74	1,457,116	2	3,420	4,902,901
17	81	1,850,226	2	41,072	6,712,055
18	1,017	14,154,352	5	152,275	20,714,132
19	1,131	14,322,505	26	717,530	34,319,107
20	873	9,599,712	35	779,001	43,139,818
21	837	6,879,808	56	1,031,740	48,987,886

自己点検結果

- ・ 維持管理積立金の積立及び取戻並びに運用利息の払渡しについて、適正な管理を行うとともに、安全性の確保を最優先とした運用計画に基づく資金運用を行うことができた。

今後も引き続き事務処理手順の更なる合理化を図るとともに、安全性の確保を最優先とした資金運用に努める。

<石綿健康被害救済業務>

1. 救済制度の広報の充実、申請者等への相談の実施

平成21年度計画の概要

- 救済制度について、広報実施計画を定め、多様な媒体を活用した広範な広報を実施。
- 関係省庁、都道府県、市町村、関係団体等と連携を図り、特に関係の深い業界などの対象に応じた効果的な広報を実施。
- 自治体等と連携を図り、地域的特性に応じて、自治体発行の広報誌への掲載等によるきめ細かな広報を実施。
- 広報の効果を測定する手法を検討し、効果測定を実施して、その結果を広報業務等の改善に役立てる。
- 申請書類等を保健所及び地方環境事務所等の窓口に加え置くとともに、機構ホームページに申請手続、記載例等を掲載。
- 保健所等の担当者が適切に業務を処理できるよう「委託業務取扱要領」を適宜見直し。
- 無料の電話相談や機構内に相談窓口を設け、来訪者に対し制度及び申請手続きの説明を行う。

平成21年度の重点事項

- ・ 患者への情報提供効果の高い医療関係者等への広報等の強化や、情報を届けにくい対象者への効果的な広報の実施
- ・ アンケートにより広報の効果の測定とその広報への反映
- ・ 住民相談会の試行的な実施

平成21年度業務の実績

(1) 救済制度の広報の重点化

これまでの広報活動を踏まえ、広報計画を策定し、これに基づき以下のような重点ポイントの絞り込みを行い、効果的な広報の実施を図った。

①医療関係者への広報

- ・ 医師及び看護師の購読率の高い専門誌に広告を実施
- ・ 関係学会等で機構と学会等共催でセミナーを実施し、医療関係者に制度の周知を行った（計9回実施、延べ1,700人参加）。
- ・ （独）労働者健康福祉機構主催のアスベスト研修において、医師向け手引き「石綿健康被害者の救済へのご協力をお願い」を配布（16回 計838部）
- ・ 医療機関等に医師向けの手引き「石綿健康被害者の救済へのご協力をお願い」を配布（7,000部）

②患者等への広報

- ・ 申請・請求手続きについての住民相談会の実施
- ・ 通院若しくは入院している患者及び家族の方に、一般向けがん専門誌等、病院の待合室等にある雑誌に順次広告を掲載

③特定地域住民への広報

情報が伝わりにくい地域、患者の多い地域に、以下のような広報を実施

- ・ 地域・郷土紙への広報掲載（16紙）
- ・ 広告入り現金納入袋の郵便局への備え置き（北海道、群馬県、長野県、石川県、島根県、沖縄県の2,656局）
- ・ 公共交通機関へのポスター掲出
- ・ リビング紙等による広報の実施
- ・ JR東日本の新幹線のLED表示による広報

④一般向け広報

- ・ 全国紙3紙、地方紙64紙、スポーツ紙3紙、JR時刻表、週刊誌・月刊誌等への広告掲載
- ・ ラジオ放送による広報の実施
- ・ インターネットを利用したリスティング広報の実施

⑤特定業種向け広報

- ・ 全国産業廃棄物連合会の都道府県協会での広報を実施
- ・ 制度周知の協力依頼をした業界団体の機関誌への制度に関する広告記事の掲載

⑥その他の広報

- ・ 自治体等開催の会議で救済制度の講演を実施
- ・ 救済法を解説したDVD「アスベスト健康被害と救済」の改訂・配布（平成20年12月法改正の内容を反映）

（2）ニーズの把握、広報の効果測定

①アンケート等によるニーズの把握

- ・ 保健所を所管する137自治体に対し、地域での効果的な広報のあり方についてアンケート調査を実施し、その結果、地域に密着した地方紙での広報の提案が多く寄せられた。
- ・ 前年度折り込みチラシ広報を実施した5自治体（尼崎市、羽島市、西宮市、堺市、泉南市）にアンケート調査を実施した。

② 広報効果を把握するために、効果測定が可能な媒体（全国紙・スポーツ紙・リビング新聞）において広報効果測定を行った。

③電話問い合わせでみる効果

12月の全国紙3紙、スポーツ紙3紙、3月の地方紙、リビング紙での広報の結果、これら新聞等を見て問い合わせをした件数が95件あった。

(3) 申請者等への相談の実施

①相談窓口、フリーダイヤル設置

- ・ 本部・大阪支部で相談、フリーダイヤル受付を行った。(21年度電話相談受付件数：4,846件、前年度実績：7,424件)

(20年12月1日の法律の一部改正に伴う相談受付の増があり、21年度に比べ20年度の相談件数は多くなっている。)

また、新たに既認定者専用のフリーダイヤルを12月に設置し、既認定患者等の利便性の向上を図った。

- ・ 電話、窓口での応答を申請者にとってより分かりやすいものにするため、Q&A集に加え、電話対応マニュアルを作成した。

②住民相談会の試行的実施

大阪、岡山において、本部・支部職員による住民相談会を実施した。

③保健所担当者等説明会の実施

保健所担当者向けに、21年度の認定申請業務等の取扱いに係る説明などを行い、受付時の対応能力の向上を図った。

④ホームページでの情報提供

- ・ 機構ホームページに、申請様式のダウンロード、申請手続及び申請書類の記載例等を掲載
- ・ 機構ホームページ「アスベスト(石綿)健康被害(救済給付)」サイトへのアクセス数：63,180件(前年度実績：69,232件)

自己点検結果

- ・ 重点ポイントとした医療関係者、医療機関等への広報・情報提供では、学会等でセミナーなどを活用し、的確な情報提供を行い、参加者アンケートでは、制度についての理解が深まったとの回答が92%となっている。
- ・ 情報が届きにくい患者・家族等への広報も、全国紙等により幅広く情報提供を図るとともに、自治体アンケート等により広報対象(地域・郷土紙)を追加し、結果、新聞を見て電話をしたという一定数の相談者がみられ、地域の特性を踏まえたきめ細やかな広報を実施することができた。
- ・ 住民相談会の開催、石綿ばく露の多い業種への説明など、より個別の広報、相談活動を実施することができた。

- ・ 今後とも、これら各種の広報、説明会、相談活動などを総合的に展開し、周知・広報の効果を一層高める。

2. 制度運営の円滑化等

平成21年度計画の概要

- 認定患者及びその遺族、医療関係者等に対し、申請や認定、給付手続き等に関するアンケート調査を行う。
- 医療機関に対し申請手続き等の手引きを送付し、適正な申請手続きの周知。
- 学会等の開催に併せて、専門医を招き診断技術の向上のためのセミナーを実施。
- 環境省や関係機関とも連携し、情報収集、調査を行い、救済制度の適切な運営、広報業務等に反映。
- 認定や給付の状況を、随時、記者発表やホームページで公表。
- 制度の運営状況の年次統計を作成し、記者発表やホームページで公表。

平成21年度の重点事項

- ・ アンケート調査を実施し、その分析結果を元に広報、認定作業を改善
- ・ 患者の方等に日々接している医療機関に対し、申請手続き等を周知
- ・ これまでの実績を踏まえ、ばく露状況調査などを実施
- ・ 認定や給付の状況、統計資料等に加え、機構の活動について情報を積極的に公表

平成21年度業務の実績

(1) ニーズ把握のためのアンケート調査の実施

関係者のニーズを把握するため下記のようなアンケート調査を実施し、ニーズ等の把握、広報、認定作業への反映を図った。

① アンケート

- ・ 被認定者アンケート（回収 400 件）
- ・ 石綿健康被害救済手帳交付者アンケート（回収 386 件）
- ・ 未申請者遺族アンケート（回収 101 件）
- ・ 医療関係者アンケート（学会等セミナー参加者対象、380 件回収）

② 主なアンケート結果

- ・ 救済制度を知った経緯は、被認定者では6割以上が病院等医師より知らされており、未申請死亡者遺族では新聞広告、病院で知った方が多かった。
- ・ 石綿健康被害救済手帳についての医療機関の認知度は向上している。
- ・ 要望、見直すべき点としては、認定までの審査期間が長い、進捗状況を知りたいなどの意見が多かった。
- ・ 医療関係者の制度の認知度は、制度の内容まで知っている方が30%程度、制度の存在を知っている方が60%程度で、計90%超の方に認知されている。

(2) 申請手続き等の周知

引き続き医療機関等に対し、医師向けの手引き「石綿健康被害者の救済へのご協力をお願い」を配布する(7,000部)とともに、医師向けセミナーについては、環境省中央環境審議会石綿健康被害判定部会石綿健康被害判定小委員会の委員とも相談し、効果の高い学会を選択して実施した。(1(1)①参照)

(3) 制度運営の運用状況に関する情報収集・調査

昨年度まで実施してきた海外の制度運用調査や環境省請負調査を踏まえ、以下の調査を実施し、適切な制度運用に生かした。

- ①ばく露等状況調査
- ②石綿小体計測精度管理事業
- ③海外制度の情報収集、共有のため、国際シンポジウム等を開催(イギリス、オランダ、ベルギー、フランス各国の石綿健康被害救済制度担当者が参加)

(4) 情報の公開

①認定状況等の公表

認定の都度、認定者数と、都道府県別の受付・認定件数を記者発表している。また、記者発表内容及び月次の受付・認定状況を機構ホームページで公表している。

②各種情報の公開

認定、給付等のデータを統計集として取りまとめ、記者発表、ホームページで公開している。

また、周知事業(*注)、住民相談会、国際シンポジウム等の事業について、その予告や結果報告をホームページ上で行っている。

さらに、アスベストとその引き起こす健康被害についての基礎知識、保健所等申請窓口のリストといった手続きに必要な各種情報について、ホームページで公開した。

* 地方自治体の保管する死亡小票により、法施行前に中皮腫で死亡した方を抽出し、救済制度又は労災制度等の給付を受けていない方に対し、救済制度を周知する事業(平成20年度実施)

自己点検結果

- ・ 被認定者及びその遺族、医療関係者へのアンケート調査によって広報や申請手続き等に関するニーズ等を把握し、その結果を地域密着型地方紙への広報掲載など、広報、認定手続等に反映することができた。

- ・ 被認定者アンケートなどによると、申請のきっかけは医師等が最も多いこともあり、申請手続き等の医療関係者への周知を図り、医療機関に対する申請等手引きの送付や学会でのセミナー開催など広報に努めた。
- ・ さらに、制度運営に関する情報収集、調査及び情報の提供については、ばく露状況調査、石綿小体計測精度管理、国際シンポジウムなどを実施し、制度の円滑な実施に必要な調査等を実施した。
- ・ 今後は、関係者のニーズ、業務の必要性にあわせて、これら情報収集、情報公開、調査事業等を実施し、救済制度実施の基盤整備を図っていく。

3. 認定・支給の適正な実施

平成21年度計画の概要

- 提出された認定申請・給付請求について、提出後速やかに書類を点検し、的確な事務処理を行う。
- 保健所等の担当者が、受付業務を適正かつ円滑に実施するため、適宜、業務取扱要領を見直す。
- 救済制度の概要及び申請等に係る手続きについての説明を行い、円滑な受付などの確保。
- 提出される医療費、葬祭料、特別遺族弔慰金等の請求に係る書類について、速やかに点検し、的確な事務処理を行う。

平成21年度の重点事項

- ・ 石綿健康被害救済法改正（平成20年12月）により導入された未申請死亡者についての的確な認定や、周知事業により請求された方の認定を進めるべく、迅速かつ的確な事務処理を行う
- ・ 保健所担当者向け説明会を開催し、制度運用、労災や指定疾病についての知識の向上を図り、保健所での円滑な受付等を確保する
- ・ 法改正により導入された療養開始日からの医療費等支給、救済給付調整金の復活、これらに伴う既認定者への遡り支給に的確に対応し、救済給付の適正な実施を図る

平成21年度業務の実績

(1) 認定等に係る迅速かつ的確な事務処理

① 受付状況

認定申請等に係る平成21年度の受付は療養中の方791件、施行前死亡者の遺族274件及び未申請死亡者の遺族184件の計1,249件である。

前年度に比べると療養中の方の申請が若干減少しており、また施行前死亡者の遺族からの請求については、周知事業による請求が一段落したことにより、請求が大幅に減少している。

区分\申請疾病	中皮腫	肺がん	その他	計
療養中の方	589 (688)	191 (270)	11 (34)	791 (992)
施行前死亡者の遺族	243 (858) [194]	28 (87) [1]	3 (17) [0]	274 (962) [195]
未申請死亡者の遺族	140 (85)	40 (34)	4 (1)	184 (120)
計	972 (1,631)	259 (391)	18 (52)	1,249 (2,074)

(注) () 書きは、前年度の件数。下段 [] 書きは、周知事業による請求と見られる件数で、内数。

② 認定等の状況

1) 療養中の方

平成 21 年度受付分 (791 件)、前年度までの受付未処理分 (410 件) 及び新資料の提出による審査再開分(16件)をあわせた計 1,217 件について審査を進め、817 件について認定等を行った。残り 400 件は審査中である。

(i) 認定等状況

認定等\疾病	中皮腫		肺がん		その他		計	
認定	461	(566)	113	(142)	—		574	(708)
不認定	54	(71)	71	(106)	3	(4)	128	(181)
取下げ	72	(115)	32	(68)	11	(18)	115	(201)
計	587	(752)	216	(316)	14	(22)	817	(1,090)

(注) () 書きは、前年度の件数。

(ii) 処理日数の状況

療養中の方については、申請から認定等決定までの平均処理日数は 178 日である。うち、1 回の医学的判定で認定されたものは平均 105 日、複数回の医学的判定を要した案件は平均 252 日である。

(平成 21 年度)

		認定等決定までの平均処理日数		申請から医学的判定申出までの平均日数	中皮腫		肺がん	
					平均処理日数	件数	平均処理日数	件数
1 回の医学的判定	認定	178 (177)	*1 105 (107)	55 (57)	103	291	115	60
	不認定		—		0	—	0	
複数回の医学的判定	認定	*2 252 (241)	65 (61)	220	162	253	51	
	不認定			280	51	308	69	

*1 処理日数の最短は 53 日、最長は 610 日。また、中央値は 95 日である。

*2 処理日数の最短は 92 日、最長は 779 日。また、中央値は 209 日である。

注) 1. 医学的判定とは、中央環境審議会石綿健康被害判定小委員会分科会を経て中央環境審議会石綿健康被害判定小委員会で審議したものである。

2. 取下げについては、処理日数の計算には含めていない。

3. 条件付不認定を受けた者から新たな資料の提出があり、審査の再開により認定等を行ったものは、平均処理日数の計算には含めていない。

4. () 書きは前年度の日数

(iii) 審査中の案件に係る状況

平成 21 年度末現在審査中の 400 件のうち、18 年度受付のものは 1 件、19 年度受付のものは 6 件である。資料等依頼中のものは 141 件、医学的判定中のものは 76 件、機構で審査中のものは 183 件である。

(平成 21 年度末現在)

	申請受付年度	審査中件数
追加・補足資料依頼中 (141 件)	19 年度	2
	20 年度	16
	21 年度	123
医学的判定中 (76 件)	21 年度	76
その他機構において 審査中 (183 件)	18 年度	1
	19 年度	4
	20 年度	8
	21 年度	170
計		400

2) 施行前死亡者の遺族

平成 21 年度受付分 (274 件) 及び前年度までの受付未処理分等 (498 件) をあわせた計 772 件について審査を進め、729 件について認定等を行った。残り 43 件は審査中である。

(i) 認定等状況

認定等\疾病	中皮腫	肺がん	その他	計
認定	619 (458) [552]	9 (28)	—	628 (486) [552]
不認定	7 (4) [1]	42 (77)	0 (0)	49 (81) [1]
取下げ	30 (15) [23]	18 (10)	4 (2)	52 (27) [23]
計	656 (477) [576]	69 (115)	4 (2)	729 (594) [576]

(注) () 書きは、前年度の件数。下段 [] 書きは、周知事業による請求と見られる件数で、内数。以下同じ。

(ii) 処理日数の状況

施行前死亡者の遺族については、請求から認定等決定までの平均処理日数は、医学的判定を要する案件は 416 日、医学的判定を要さない案件は 117 日である。医学的判定を要する案件のうち、1 回の医学的判定で認定されたも

のについては平均 106 日、複数回の医学的判定を要したのについては平均 441 日である。

(平成 21 年度)

			認定等決定までの平均処理日数		請求から医学的判定申出までの平均日数	中皮腫		肺がん	
						平均処理日数	件数	平均処理日数	件数
医学的判定を要する案件	1 回	認定	416 (329)	* 1 106 (165)	62 (105)	—	0	111	3
		不認定				—	0	90	1
	複数回	認定		* 2 441 (382)	114 (120)	348	1	486	5
		不認定				412	5	441	39
医学的判定を要しない案件		認定	* 3 117 (81)	—	115	618	—	0	
		不認定			334	2	480	2	

* 1 処理日数の最短は 83 日、最長は 126 日。また、中央値は 107 日である。

* 2 処理日数の最短は 117 日、最長は 1,183 日。また、中央値は 436 日である。

* 3 処理日数の最短は 29 日、最長は 587 日。また、中央値は 107 日である。

注) 1. 医学的判定とは、中央環境審議会石綿健康被害判定小委員会分科会を経て中央環境審議会石綿健康被害判定小委員会で審議したものである。

2. 取下げについては、処理日数の計算には含めていない。

3. () 書きは前年度の日数

(iii) 審査中のものに係る状況

平成 21 年度末現在審査中の 43 件のうち、20 年度受付分が 16 件である。資料等依頼中のものが 24 件、医学的判定中のものは 1 件、機構で審査中のものは 18 件である。

(平成 21 年度末現在)

	請求受付年度	審査中件数
追加・補足資料依頼中 (24 件)	20 年度	10
	21 年度	14
医学的判定中 (1 件)	20 年度	1
その他機構において 審査中 (18 件)	20 年度	5 [1]
	21 年度	13 [5]
計		43 [6]

[] 書きは、周知事業による請求とみられる件数で、内数。

3) 未申請死亡者の遺族

平成 21 年度受付分（184 件）及び前年度までの受付未処理分（111 件）をあ
わせた計 295 件について審査を進め、213 件について認定等を行った。残り 82
件は審査中である。

(i) 認定等状況

認定等\疾病	中皮腫	肺がん	その他	計
認定	111 (5)	27 (2)	—	138 (7)
不認定	35 (0)	25 (0)	1 (0)	61 (0)
取下げ	10 (1)	3 (1)	1 (0)	14 (2)
計	156 (6)	55 (3)	2 (0)	213 (9)

(注) () 書きは、前年度の件数。

(ii) 処理日数の状況（平成 20、21 年度累計）

法改正（20 年 12 月）から 21 年度末までに認定等を行った案件の処理日数
を掲載する。

未申請死亡者の遺族については、請求から認定等決定までの平均処理日数
は 186 日であり、うち 1 回の医学的判定で認定されたものは平均 124 日、複
数回の医学的判定を要したものは平均 239 日である。

(平成 21 年度)

		認定等決定ま での平均処理日数		請求か ら医学 的判定 申出ま での平 均日数	中皮腫		肺がん	
					平均処 理日数	件数	平均処 理日数	件数
1 回の 医学的 判定	認定	186	* 1 124	72	123	71	129	20
	不認定				—	0	—	0
複数回 の医学 的判定	認定		* 2 239	72	235	39	249	7
	不認定				251	35	227	25

* 1 処理日数の最短は 68 日、最長は 277 日。また、中央値は 116 日である。

* 2 処理日数の最短は 106 日、最長は 472 日。また、中央値は 221 日である。

(iii) 審査中のものに係る状況

平成 21 年度末現在審査中の案件 82 件のうち、20 年度に受け付けた案件は
6 件である。資料等依頼中のものは 35 件、医学的判定中のものは 20 件、機
構で審査中のものは 27 件である。

(平成 21 年度末現在)

	請求受付年度	審査中件数
追加・補足資料依頼中 (35 件)	20 年度	6
	21 年度	29
医学的判定中 (20 件)	21 年度	20
その他機構において 審査中 (27 件)	21 年度	27
計		82

(2) 保健所担当者等説明会の実施

8～9 月に保健所担当者向け説明会を行い、認定の申請及び救済給付の請求に係る受付業務の取扱い方法を説明した。また、中皮腫、肺がんについての医学的知識や労災制度による石綿関係疾患の補償について講義を行い、受付時の対応能力の向上を図った。

アンケート結果によれば、受講者は概ね制度内容を理解している。

(3) 救済給付の適正な支給

平成 21 年度は、認定者等に対し総額 54 億 4,933 万円の支給を行った。

(単位 (金額) : 千円)

年度	給付種類	医療費	療養手当	葬祭料	特別遺族 弔慰金等	救済給付 調整金	計
	平成 21 年 度	件数	9,967	4,642	405	848	335
金額		502,061	1,852,696	80,595	2,543,152	470,826	5,449,330
平成 20 年 度	件数	9,624	3,867	391	410	127	14,419
	金額	316,617	1,034,398	77,809	1,229,590	269,047	2,927,461
平成 19 年 度	件数	7,093	2,873	367	332	316	10,981
	金額	227,669	694,059	73,033	995,668	709,718	2,700,147
平成 18 年 度	件数	1,579	1,032	213	1,531	189	4,544
	金額	53,480	324,905	42,387	4,591,469	511,399	5,523,640

注) 各年度末の実績である。

また、法改正前の被認定者への遡り支給に関しては、624 件の処理を完了し、残りの 25 件については、平成 21 年度末現在処理中である。

自己点検結果

- ・ 前年度未処理分と今年度申請受付分等をあわせ 2,284 件 (前年度 2,711 件) について審査、1,759 件の認定等 (前年度 1,693 件) を行い、法改正や周知事業での掘りおこしに関わる認定・給付の対応も含め、適切な処理を行うことができた。

一方、要望、見直すべき点として指摘されている処理日数の短縮については、申請・請求から認定・給付に至るまでの処理について、新認定・給付システムのデータの活用をするなどして期間短縮を図るとともに、環境省、保健所等と協力し一層の短縮化を進める。

- ・ 保健所担当者説明会に関しては、申請・給付の手続き及び受付け業務について、より分かりやすい説明や説明会のフォローアップなど理解の向上を更に進めていく。

4. 安全かつ効率的な業務実施体制の構築

平成21年度計画の概要

- セキュリティの確保を重視するとともに効率的なデータ利用を可能とする情報システムを再構築。
- 認定・給付システムの再構築を機に、「業務実施マニュアル」を整備。
- 個人情報保護管理規程を業務に即して的確に運用するため、部内業務における実施規程等を整備。

平成21年度の重点事項

- ・ 認定・給付システム更新による業務の効率化、セキュリティ対策の向上
- ・ 石綿健康被害救済業務について、個人情報保護、情報セキュリティ規程、手順書を作成。これによる研修を行い、取組の高度化を図る

平成21年度業務の実績

(1) 認定・給付システムの構築

7月より認定・給付システムの更新に着手したが、セキュリティの確保や業務上の必要性から、当初予定していた以外の機能を追加する必要があったため、構築期間を延長し、平成22年度夏までに更新を図ることに変更した。

(2) 個人情報保護、情報セキュリティの高度化

- ① 石綿健康被害救済業務に係る個人情報保護、情報セキュリティについて、システムの利用、日々の文書管理等に適用するべく、以下のような実施規則、手順書等を作成した。日常業務での徹底を図れるよう、手順書は業務マニュアルへの反映を前提とした記載内容とした。(8月末作成)
 - ・ 個人情報保護及び情報セキュリティ対策実施規則
 - ・ 個人情報取扱手順書
 - ・ 情報セキュリティ対策実施手順書
- ② 上記各実施規則、手順書を踏まえ、石綿健康被害救済制度に係る個人情報保護、情報セキュリティ確保のための研修を実施した。(石綿部全職員参加。9月実施)
- ③ 手順書記載内容を業務マニュアルに反映し、日常業務での徹底を図った。

自己点検結果

- ・ 認定・給付システムの更新については、セキュリティや業務上の要請から予想以上に追加作業が必要となったが、平成22年度夏本稼動を迎える予定である。
- ・ 個人情報保護、情報セキュリティの高度化については、機微な個人情報を取り扱う石綿健康被害救済部の事情を反映した実施規則等の作成により、確実に実行されるルールを確立することができた。
今後は、確立したルールを遵守しこれを維持することとする。

5. 救済給付費用の徴収

平成21年度計画の概要

- 一般拠出金及び特別拠出金について、適切な徴収及び収納を行う。

平成21年度の重点事項

- ・ 船舶所有者からの拠出金の徴収について効率的かつ適切な徴収を図るとともに、平成22年度からの徴収方法変更について周知徹底を図る

平成21年度業務の実績

(1) 進捗状況

一般拠出金 (船舶所有者)	・ 徴収開始（対象：船舶所有者 5,487 者、4/1 開始－5/20 期限） ・ 未納付拠出金の催促（催促文書送付、8 月・2 月）
特別拠出金	・ 徴収決定額の通知（対象：特別事業主 4 者、4/1 開始－5/20 期限） ・ 延納申請を受けた 3 者からは 4 回に分け徴収を実施。

(2) 徴収・収納状況

一般拠出金 (船舶所有者)	12,370,908 円（推計徴収総額の 87%）	4,048 件
特別拠出金	337,007,806 円（徴収総額の 100%）	4 件
都道府県からの 収納	923,770,000 円（徴収総額の 100%）	47 件

(3) 雇用保険法等の一部改正に伴う船舶所有者に対する徴収機関変更周知

これまで機構が直接徴収していた船舶所有者からの一般拠出金を、法改正により平成 22 年 1 月 1 日より厚生労働大臣が徴収するようになることに伴い、当該船舶所有者及び関係機関に対し一般拠出金の徴収機関が変更となる旨書面とホームページにより周知徹底を行った。

自己点検結果

- ・ 船舶所有者からの一般拠出金については、関係機関との連携を図るとともに、未納者への催促を効果的に行うことにより、適正かつ円滑に徴収し収納することができた。
- ・ 法改正に伴う船舶所有者への徴収機関変更通知についても、未納者への催促と同時期に行うことにより所要経費の最小化を図り、円滑に周知することができた。

6. 救済制度の見直しへの対応

平成 21 年度計画の概要

- 環境省における救済制度の見直しの検討状況について、情報を収集。

平成 21 年度の重点事項

平成 21 年度業務の実績

指定疾病の追加や法施行後 5 年の制度見直し等について、中央環境審議会石綿健康被害救済小委員会の傍聴や環境省石綿健康被害対策室との意見交換などにより随時、情報収集を行った。

救済小委員会における議論を受けて、制度改正やそれに伴う業務量の増加等に対処するため、部内に検討チームを立ち上げた。

自己点検結果

- ・ 指定疾病の追加、制度見直しについて、適時情報収集を図り、必要な準備を行うことができた。
- ・ 平成 22 年度は指定疾病の追加に適切に対応するとともに、引き続き制度見直しの議論について情報収集を図る。

Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 組織運営

平成21年度計画の概要

- 管理部門（総務部・経理部）については、一層の事務処理の効率化を行い、事業部門については、業務の進捗状況に応じた組織編成、人員配置を行い、効率的な業務体制を構築。（具体的な合理化目標の計画については、「Ⅶ2. 職員の人事に関する計画」において明示。）
- コンプライアンスを実践するための手引き書等の策定及び活用等、内部統制を強化
- 第三者を含めた「コンプライアンス推進委員会」を設置するとともに、監事による内部統制の評価を行う。

平成21年度の重点事項

- ・ 業務体制の効率化
- ・ 内部統制強化による組織運営の信頼性の向上

平成21年度業務の実績

（1）業務体制の効率化

機構全体として、人事配置と業務分担を見直すことで、部・次長の課長併任及び課長級職員の不補充を行い、管理職職員数を4削減した。

○部・次長併任

- ・ 総務部企画課長（次長併任）
- ・ 地球環境基金部廃棄物基金課長（部長併任）

○課長級職員の不補充

- ・ 地球環境基金部上席調査役
- ・ 石綿健康被害救済部上席調査役

また、総務部においては、情報専門職の採用による情報セキュリティ体制の強化を図ると共に、1名削減による支障が生じないように、部内の配置換え、併任及び役割分担の見直しによって業務体制の効率化を図った。

（2）内部統制の強化

公的機関として内部統制の強化、特にコンプライアンス及び情報セキュリティは非常に重要であるため、次の強化策を実施した。

①コンプライアンスの強化

外部有識者を含むコンプライアンス推進委員会を設置し、役職員の法令遵守や

社会のものさしで考えることなどが定められた「コンプライアンス・マニュアル」を作成して研修を実施し、役職員への周知徹底を図った。

②情報セキュリティ体制の強化

石綿健康被害者の資料など機密性の高い情報を大量に有することから、情報セキュリティ体制を強化するため、最高情報セキュリティアドバイザーを設置するとともに、機構の全システムについてウィルス対策等のリスク分析を行って暗号化・証跡管理方針を策定し、22年度以降、順次導入することとした。

(3) 監事による内部統制の評価

監事による定期監査における重点項目の一つが「内部統制状況」であり、次の所感を受けた。

・ 監事所感

「各種規定の整備、会計システムの統合さらには、コンプライアンス推進委員会の設置といった組織、制度の充実を図っているが、今後はこれらを活用し、内部統制の確立に努力願いたい。」

自己点検結果

(1) 業務体制の効率化

人事配置と業務分担の見直しにより、管理職職員数の削減等、効率化を進めた。今後は業務に支障のない範囲で組織の見直しも加え、一層の効率化に努める。

(2) 内部統制の強化

体制の強化を継続するとともに、役職員への周知徹底を図るため、理事長から役職員への直接の呼びかけも行う。

①コンプライアンスの確立

「コンプライアンス・マニュアル」の作成と研修を行った。今後は組織全体に十分に浸透させるため、絶えず見直しと検証を行い、役職員への研修などを行う。

②情報セキュリティ体制の強化

- ・ 最高情報セキュリティアドバイザーを設置するとともに、情報セキュリティポリシーに基づくシステムのリスク分析を行い、情報セキュリティ委員会により情報の暗号化・証跡管理方針を策定した。今後は同方針に基づき、システム情報セキュリティの計画的な改修を行う。
- ・ 情報セキュリティ対策基準を政府機関統一基準（第4版）に準拠させる。

(3) 監事による内部統制の評価

監事所感を受け、今後も内部統制のさらなる確立に取り組んでいく。

2. 業務運営の効率化

平成21年度計画の概要

- 外部有識者からなる各種委員会を活用し、その意見を業務運営に反映。
- サービスの低下を招かず、経費削減につながると考えられる業務について、外部機関を活用。
- 一般管理費について、平成21年度予算の範囲内で、競争的契約の推進による調達コストの縮減を図るなど、業務を効率化。
- 業務経費について、平成21年度予算の範囲内で、競争的契約の推進による調達コストの縮減を図るなど、業務を効率化。
- 人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律等に基づく取組を実施。
- 給与水準について検証し、給与水準の適正化に取り組むとともに、それらを公表。
- 官民競争入札等の活用ができる業務を検証する観点から業務の見直しを実施。
- 「随意契約見直し計画」に基づき、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、原則として競争（企画競争・公募を含む。）に付する。
- 一定額以上の契約について、毎月ホームページで公表。
- 監事による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける。

平成21年度の重点事項

- ・ 人件費・給与水準の適正化
- ・ 契約に係る競争の推進

平成21年度業務の実績

(1) 各種委員会の活用

①コンプライアンス推進委員会

- ・ 意見を踏まえて「コンプライアンス・マニュアル」を作成

②情報セキュリティ委員会

- ・ 情報システムのリスク分析結果に基づき、暗号化・証跡管理の方針を決定

③契約監視委員会

- ・ 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき随意契約等の適正化の推進を目的に設置
- ・ 点検を踏まえて新たな「随意契約等見直し計画」を策定

(2) 外部委託の推進

ホームページ用サーバの管理等業務、給与計算事務について外部機関を活用した。

(3) 一般管理費の効率化・削減

一般管理費（人件費を除く。）について、中期計画の削減目標（15%）を達成すべく所要の削減を見込んだ平成 21 年度予算を作成し、その予算の範囲内で、一般競争入札による調達コストの縮減（8 百万円）のほか、主なものとして、文書管理システムの改修を取りやめたことによる縮減（10 百万円）及び内部規程集の電子的利用の推進による印刷費の縮減（2 百万円）を図るなど、業務の効率化に努めた。

（単位：千円、%）

平成 20 年度 A	区分	平成 21 年度	
		B	20 年度比 (B/A)
506,132	計画予算	489,936	▲ 3.2
	実績	452,710	▲10.6

(4) 業務経費の効率化・削減

運営費交付金を充当する業務経費（人件費を除く。）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、石綿健康被害救済給付金及び特殊要因に基づく経費を除く。）について、中期計画の削減目標（5%）を達成すべく所要の削減を見込んだ平成 21 年度予算を作成し、その予算の範囲内で、一般競争入札による調達コストの縮減を図るなど、業務の効率化に努めた。

（単位：千円、%）

区分	平成 20 年度 A	区分	平成 21 年度	
			B	20 年度比 (B/A)
公健	336,164	計画予算	332,802	▲ 1.0
		実績	260,241	▲22.6
石綿	354,648	計画予算	351,102	▲ 1.0
		実績	312,810	▲10.4
基金	775,701	計画予算	727,944	▲ 6.2
		実績	646,260	▲16.7
承継	323,609	計画予算	320,373	▲ 1.0
		実績	176,963	▲45.3

なお、各勘定の予算に対する主な減少要因は以下のとおりである。

- ・ 公健勘定については、一般競争入札による調達コストの縮減（5 百万円）及びシステムの改修項目の見直しによる縮減（26 百万円）

- ・ 石綿勘定については、一般競争入札による調達コストの縮減（57 百万円）
- ・ 基金勘定については、一般競争入札による調達コストの縮減（4 百万円）、国の重点施策等の政策目標を踏まえた、調査研究の見直しによる縮減（13 百万円）及び助成金の精算による減（37 百万円）
- ・ 承継勘定については、一般競争入札による調達コストの縮減（7 百万円）、債権回収額が減少したことによるサービサーに対する委託費等の減（93 百万円）

（５）人件費・給与水準の適正化

機構のラスパイレス指数が国より高い理由の一つは管理職員割合の高さであるため、平成 21 年度人事院勧告による国家公務員の給与引き下げに伴う機構職員の本俸引き下げにおいて、管理職については公務員以上の率で俸給表の額を引き上げた。このため、ラスパイレス指数が継続的に低下することが見込まれる。

また、部・次長の課長職併任及び課長級職員退職後の不補充による体制効率化を実施することで管理職職員数を 4 削減した。

（本俸の引き下げ率）

- ・ 国家公務員 0.2%
- ・ 環境再生保全機構（一般職） 0.2%
- ・ "（管理職） 0.3~0.4%

項目	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	対前年度差
ラスパイレス指数 (対国家公務員指数)	119.3	114.7	113.9	▲0.8

（６）業務の見直し

官民競争入札の観点から業務を見直した結果、平成 21 年 3 月より汚染負荷量賦課金徴収業務で一部事務委託を実施しているところであるが、他の業務でこの観点到に該当するものはない。

（７）契約に係る競争の推進

- ① 「随意契約見直し計画」（平成 19 年 12 月策定）を踏まえて、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、原則として競争（企画競争・公募を含む。）に付した。

競争的契約の件数割合

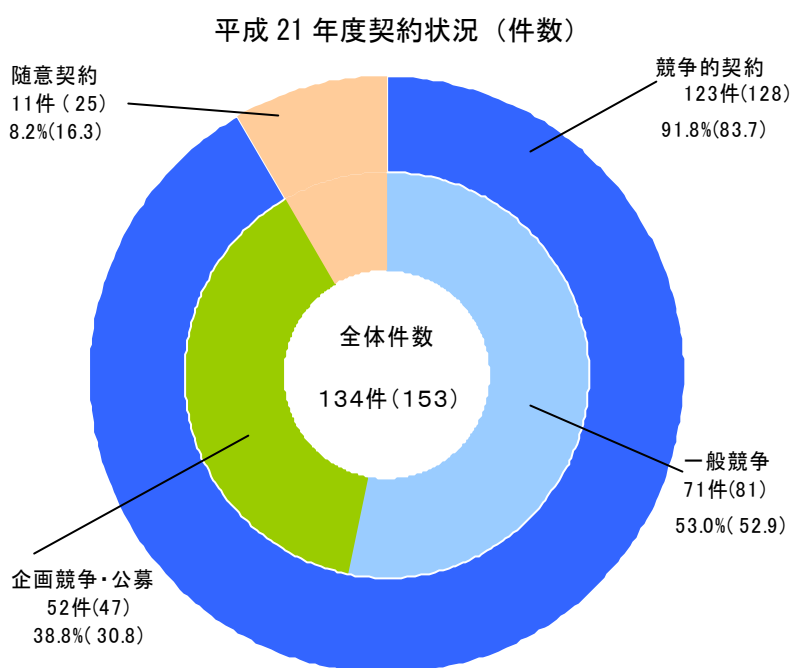
平成 20 年度	平成 21 年度
83.7%	91.8%

また、一者応札・応募についても、競争参加資格要件の緩和、公告期間の十分な確保を図るなどの「一者応札・応募に係る改善方策」を平成21年6月にとりまとめ、更なる競争の確保に努めた。

一者応札・応募の件数割合

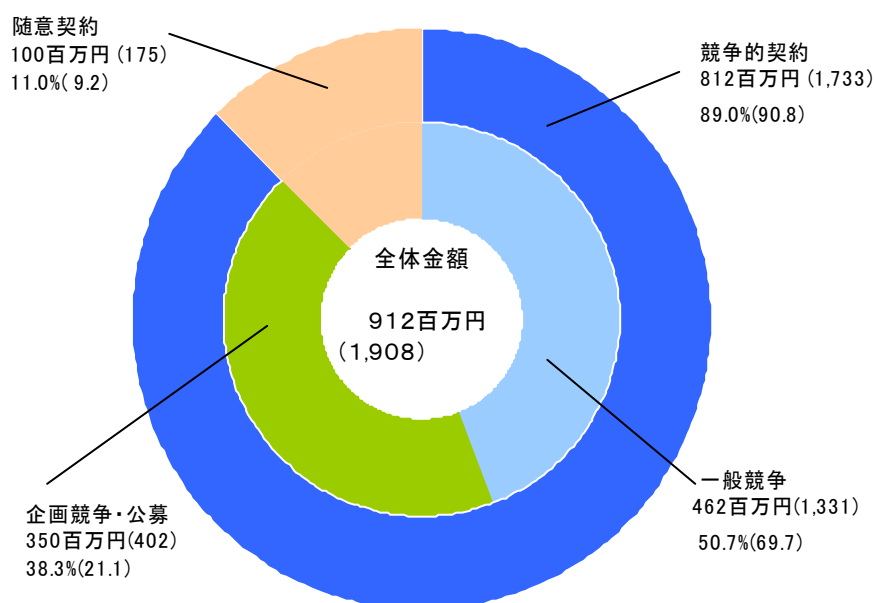
平成20年度	平成21年度
21.9%	9.8%

- ② 一定額以上の契約について、毎月ホームページで公表した。
- ③ 契約に係る審査体制等
 - ・ 随意契約（企画競争・公募を含む。）を行う場合は、競争性の確保・相互牽制の観点から、その理由等について経理部で審査を実施した。
 - ・ 企画競争・公募の業者選定の際には、透明性の確保・相互牽制の観点から、契約担当部以外の者を加えて選定を実施した。
 - ・ 予定価格の設定に当たっては、適正な価格設定の観点から、1,000万円以上について、経理担当理事の審査を実施した。
 - ・ 適正な契約手続きを実施する観点から、契約事務の一連のプロセスを網羅した契約マニュアルを策定した。
 - ・ 外部有識者を含めた契約監視委員会が平成22年1月と3月に開催され、競争性のない随意契約及び一者応札・応募の点検が実施された。
- ④ 契約の適正性確保の観点から、企画競争における予定価格作成の省略規定の削除を行うとともに、一括再委託の禁止措置を新たに規程に追加した。
- ⑤ 契約監視委員会の点検を踏まえて、新たな「随意契約等見直し計画」を策定し、平成22年4月30日に公表した。



（注）（ ）は、平成20年度の計数である。

(参考) 平成 21 年度契約状況 (金額)



(注) () は、平成 20 年度の計数である

一者応札・応募の状況

	平成 20 年度		平成 21 年度	
		うち一者応札等		うち一者応札等
一般競争契約	81	(16.0%) 13	71	(9.9%) 7
企画競争	47	(31.9%) 15	52	(9.6%) 5
合計	128	(21.9%) 28	123	(9.8%) 12

(8) 監事による入札・契約の適正な実施についてのチェック

- ① 監事による定期監査において、「随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況」を重点項目の一つとして監査を受けた。
- ② 監事が出席する理事会において、入札・契約の適正な実施についてのチェックを受けた。
- ③ 監事も委員である契約監視委員会において、契約状況の点検・見直しを実施した。

(9) その他

- ① 機構全体で効果的な広報を実施するため広報委員会を設置し、主にホームページを全面的に見直すための作業班の設置、課題の洗い出しなどを行った。
- ② ホームページのアクセス数増加には、ウェブアクセシビリティの向上が不可欠であることから、外部専門家に委託し、ウェブアクセシビリティ対応調査を行った結果、音声読み上げソフトへの対応が一部十分でなかったため、対応を開始した。また、ウェブアクセシビリティ研修を行い、ホームページ担当者の意識、理解度の向上を図った。
- ③ ホームページ作成ガイドライン及びアクセシビリティ対応基準書について、JISの改正（JIS X8341-3）に合わせて改訂を行った。

ホームページトップページへのアクセス件数推移

年度	18	19	20	21
アクセス数	409,023	446,511	463,775	765,151
対前年度比	—	109.1%	103.9%	165.0%

自己点検結果

- (1) 一般管理費及び業務経費の効率化・削減
一般管理費及び業務経費ともに計画を上回る削減となっており、今後も適切な予算執行に努める。
- (2) 人件費・給与水準の適正化
管理職について、俸給表の額を国家公務員以上に引き下げ、ラスパイレス指数の継続的な低下を図るとともに、管理職職員数を削減した。今後とも引き続き給与水準について検証を行い、給与水準の適正化に向けた取組を継続する。
- (3) 契約に係る競争の推進
 - ① 昨年度よりも競争的契約の割合を高めることができたとともに、一者応札・応募の割合を少なくすることができた。
 - ② 競争性のない随意契約及び一者応札・応募の改善・見直しを行い、その内容が契約監視委員会において妥当とされた。
 - ③ 今後も、適切な契約締結の推進に努める。
- (4) 監事による入札・契約の適正な実施についてのチェック
特段の指摘は受けていないが、今後とも入札・契約の適正な実施に努めていく。

3. 業務における環境配慮

平成21年度計画の概要

- 平成20年度の事業活動に係る環境配慮等の状況に関し、環境報告書を作成し、公表する。
- 温室効果ガスについて、平成22～24年度において平成18年度比3%削減の達成に向け取り組む。

(参考)

平成18年度温室効果ガス量 82,890 kg-CO₂

平成18年度比3%削減量 80,403 kg-CO₂

平成21年度の重点事項

- ・電気使用量の削減

平成21年度業務の実績

(1) 環境報告書の作成・公表

「業務運営における環境配慮の取組」を中心に、ペーパーレス化の推進等を紹介した「環境報告書2009～私たちの環境配慮の取組み～」を9月24日、電子版報告書として公表した。

(2) 電気使用量の削減

賃貸ビルのため、OA機器、照明等の電気使用量を対象としている。

年 度	電気使用量	対18年度 増減比	温室効果ガス量	対18年度 増減比
21	185,982kwh	▲17.7%	76,220Kg-CO ₂	▲8.0%
20	190,956kwh	▲15.5%	78,358Kg-CO ₂	▲7.9%
19	206,578kwh	▲8.6%	86,559Kg-CO ₂	4.4%
18	225,975kwh	-	82,890Kg-CO ₂	-

※21年度温室効果ガス量は暫定値

自己点検結果

- ・ 電気使用量を削減することで温室効果ガスを着実に削減するとともに、環境報告書で環境配慮の取組を公表した。今後ともOA機器、照明等、電気使用量の削減に向けて更に徹底的に取り組んでいく。

Ⅲ 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

1. 予算（人件費の見積含む。）

2. 収支計画

3. 資金計画

平成21年度計画の概要	
(1) 予算	
① 総計	別表－1
② 公害健康被害補償予防業務勘定	別表－2
③ 石綿健康被害救済業務勘定	別表－3
④ 基金勘定	別表－4
⑤ 承継勘定	別表－5
(2) 収支計画	
⑥ 総計	別表－6
⑦ 公害健康被害補償予防業務勘定	別表－7
⑧ 石綿健康被害救済業務勘定	別表－8
⑨ 基金勘定	別表－9
⑩ 承継勘定	別表－10
(3) 資金計画	
⑪ 総計	別表－11
⑫ 公害健康被害補償予防業務勘定	別表－12
⑬ 石綿健康被害救済業務勘定	別表－13
⑭ 基金勘定	別表－14
⑮ 承継勘定	別表－15

平成21年度計画予算（総計）

（単位：百万円）

区分	計画額	実績額	差額
[収入]			
運営費交付金	2,114	2,114	0
国庫補助金	5,964	5,945	△19
その他の政府交付金	19,890	19,533	△357
都道府県補助金	2,000	2,000	0
長期借入金	16,400	6,000	△10,400
環境再生保全機構債券	5,000	4,999	△2
業務収入	59,769	60,071	302
受託収入	0	1	1
運用収入	1,283	1,407	124
その他収入	381	932	551
計	112,802	103,001	△9,801
[支出]			
業務経費	69,414	59,112	△10,301
公害健康被害補償予防業務経費	54,701	51,319	△3,381
うち人件費	445	338	△107
石綿健康被害救済業務経費	11,066	5,355	△5,711
うち人件費	403	292	△111
基金業務経費	2,972	2,006	△965
うち人件費	141	95	△46
承継業務経費	675	431	△244
うち人件費	348	255	△93
受託経費	0	1	1
借入金等償還	33,304	33,304	0
支払利息	1,953	1,647	△305
一般管理費	884	771	△114
うち人件費	395	318	△76
その他支出	5,035	2,147	△2,887
計	110,590	96,983	△13,607

別表-2

(公害健康被害補償予防業務勘定)

(単位：百万円)

区分	計画額	実績額	差額
[収入]			
運営費交付金	456	456	0
国庫補助金	264	245	△19
その他の政府交付金	9,841	9,834	△7
業務収入	43,349	40,157	△3,192
運用収入	1,030	1,093	63
その他収入	68	80	12
計	55,009	51,865	△3,144
[支出]			
業務経費			
公害健康被害補償予防業務経費	54,701	51,319	△3,381
うち人件費	445	338	△107
一般管理費	334	309	△25
うち人件費	129	115	△14
計	55,035	51,629	△3,406

別表-3

(石綿健康被害救済業務勘定)

(単位：百万円)

区分	計画額	実績額	差額
[収入]			
その他の政府交付金	10,049	9,699	△350
業務収入	1,274	1,273	△1
受託収入	0	1	1
その他収入	1	355	355
計	11,324	11,328	4
[支出]			
業務経費			
石綿健康被害救済業務経費	11,066	5,355	△5,711
うち人件費	403	292	△111
受託業務費	0	1	1
一般管理費	258	212	△46
うち人件費	148	115	△33
計	11,324	5,567	△5,757

別表-4

(基金勘定)

(単位：百万円)

区分	計画額	実績額	差額
[収入]			
運営費交付金	815	815	0
国庫補助金	2,000	2,000	0
都道府県補助金	2,000	2,000	0
運用収入	253	315	61
その他収入	283	372	89
計	5,352	5,502	150
[支出]			
業務経費			
基金業務経費	2,972	2,006	△965
うち人件費	141	96	△46
一般管理費	118	107	△10
うち人件費	40	33	△7
計	3,089	2,114	△976

別表-5

(承継勘定)

(単位：百万円)

区分	計画額	実績額	差額
[収入]			
運営費交付金	842	842	0
国庫補助金	3,700	3,700	0
長期借入金	16,400	6,000	△10,400
環境再生保全機構債券	5,000	4,999	△1
業務収入	15,146	18,641	3,495
その他収入	30	125	95
計	41,118	34,307	△6,811
[支出]			
業務経費			
承継業務経費	675	431	△244
うち人件費	348	255	△93
借入金等償還	33,304	33,304	0
支払利息	1,953	1,647	△305
一般管理費	174	142	△32
うち人件費	77	55	△22
その他支出	5,035	2,147	△2,888
計	41,142	37,673	△3,468

(注) 総計および各勘定における各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成21年度収支計画（総計）

（単位：百万円）

区分	計画額	実績額	差額
費用の部	80,308	73,256	△7,053
經常費用	80,308	73,255	△7,053
公害健康被害補償予防業務経費	54,769	51,402	△3,367
石綿健康被害救済業務経費	11,001	5,288	△5,713
基金業務経費	2,972	2,042	△929
承継業務経費	8,084	10,461	2,377
一般管理費	1,535	2,300	765
減価償却費	96	90	△6
雑損	0	0	0
財務費用	1,851	1,672	△180
臨時損失	0	1	1
収益の部	81,072	74,908	△6,164
經常収益	81,072	74,907	△6,165
運営費交付金収益	2,114	1,553	△561
国庫補助金収益	264	243	△21
その他の政府交付金収益	10,924	10,671	△253
石綿健康被害救済基金預り金取崩益	10,175	4,660	△5,515
ポリ塩化ビフェニル廃棄物基金預り金取崩益	2,021	1,197	△824
財源措置予定額収益	123	1,525	1,402
受託収入	0	0	0
業務収入	51,436	50,622	△815
運用収入	1,283	1,407	124
その他の収益	87	180	93
財務収益	2,644	2,848	204
臨時利益	0	1	1
純利益	763	1,652	889
前中期目標期間繰越積立金取崩額	90	35	△55
総利益	853	1,687	834

別表-7

(公害健康被害補償予防業務勘定)

(単位：百万円)

区分	計画額	実績額	差額
費用の部	55,160	51,771	△3,389
經常費用	55,160	51,771	△3,389
公害健康被害補償予防業務経費	54,769	51,402	△3,367
補償業務経費	53,509	50,242	△3,267
予防業務経費	1,260	1,160	△100
一般管理費	334	312	△22
減価償却費	56	56	0
臨時損失	0	0	0
収益の部	55,028	51,788	△3,240
經常収益	55,028	51,788	△3,240
運営費交付金収益	456	360	△96
国庫補助金収益	264	243	△21
その他の政府交付金収益	9,841	9,834	△7
業務収入	43,349	40,157	△3,192
資産見返負債戻入	20	21	1
運用収入	1,030	1,092	63
財務収益	67	60	△7
雑益	0	20	20
臨時利益	0	0	0
純利益	△132	17	149
目的積立金取崩額	90	35	△55
総利益	△42	52	94

別表-8

(石綿健康被害救済業務勘定)

(単位：百万円)

区分	計画額	実績額	差額
費用の部	11,285	5,518	△5,767
經常費用	11,285	5,518	△5,767
石綿健康被害救済業務経費	11,001	5,288	△5,713
一般管理費	258	210	△48
減価償却費	26	20	△6
収益の部	11,285	5,518	△5,767
經常収益	11,285	5,518	△5,767
石綿健康被害救済基金預り金取崩益	10,175	4,660	△5,515
その他の政府交付金収益	1,083	837	△246
受託収入	0	0	0
資産見返負債戻入	26	20	△6
雑益	1	0	0
純利益	0	0	0
目的積立金取崩額	0	0	0
総利益	0	0	0

別表-9

(基金勘定)

(単位：百万円)

区分	計画額	実績額	差額
費用の部	3,095	2,155	△940
經常費用	3,095	2,155	△940
基金業務経費	2,972	2,042	△930
地球環境基金業務費	819	702	△117
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理業務費	2,058	1,224	△834
維持管理積立金業務費	95	117	21
一般管理費	118	107	△11
減価償却費	6	6	0
収益の部	3,095	2,155	△940
經常収益	3,095	2,155	△940
運営費交付金収益	815	637	△178
ポリ塩化ビフェニル廃棄物基金預り金取崩益	2,021	1,197	△824
地球環境基金運用収益	172	210	37
維持管理積立金運用収益	81	105	24
資産見返負債戻入	6	6	0
雑益	0	0	0
純利益	0	0	0
目的積立金取崩額	0	0	0
総利益	0	0	0

別表-10

(承継勘定)

(単位：百万円)

区分	計画額	実績額	差額
費用の部	10,769	13,812	3,043
經常費用	10,769	13,811	3,043
承継業務費	8,084	10,461	2,377
一般管理費	825	1,671	846
減価償却費	8	8	0
財務費用	1,851	1,672	△180
臨時損失	—	1	1
収益の部	11,664	15,447	3,783
經常収益	11,664	15,446	3,783
運営費交付金収益	842	556	△287
事業資産譲渡元金収入	8,088	10,465	2,377
財源措置予定額収益	123	1,525	1,402
資産見返負債戻入	8	8	0
財務収益	2,577	2,789	212
雑益	26	105	79
臨時利益	—	1	1
純利益	895	1,635	740
目的積立金取崩額	0	0	0
総利益	895	1,635	740

(注) 総計および各勘定における各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成21年度資金計画（総計）

（単位：百万円）

区分	計画額	実績額	差額
資金支出	209,827	342,125	132,299
業務活動による支出	85,865	66,646	△19,220
投資活動による支出	25,219	201,360	176,141
財務活動による支出	33,325	33,319	△6
翌年度への繰越金	65,417	40,801	△24,616
資金収入	209,827	342,125	132,299
業務活動による収入	101,010	99,919	△1,092
運営費交付金収入	2,114	2,114	0
国庫補助金収入	5,964	7,952	1,988
その他の政府交付金収入	19,890	19,538	△352
都道府県補助金収入	2,000	2,000	0
業務収入	58,740	59,211	471
受託収入	0	10	10
運用収入	1,283	1,357	74
その他の収入	11,019	7,737	△3,281
投資活動による収入	34,352	188,697	154,345
財務活動による収入	21,440	11,084	△10,356
前中期目標期間よりの繰越金	53,024	42,426	△10,598

別表-12

(公害健康被害補償予防業務勘定)

(単位：百万円)

区分	計画額	実績額	差額
資金支出	79,487	120,707	41,219
業務活動による支出	55,646	52,261	△3,385
投資活動による支出	13,700	67,414	53,714
翌年度への繰越金	10,142	1,032	△9,110
資金収入	79,487	120,707	41,219
業務活動による収入	53,980	51,143	△2,837
運営費交付金収入	456	456	0
国庫補助金収入	264	252	△12
その他の政府交付金収入	9,841	9,839	△2
業務収入	42,321	39,453	△2,867
運用収入	1,030	1,065	35
その他の収入	68	77	9
投資活動による収入	13,678	67,610	53,932
前中期目標期間よりの繰越金	11,829	1,954	△9,876

別表-13

(石綿健康被害救済業務勘定)

(単位：百万円)

区分	計画額	実績額	差額
資金支出	12,466	99,470	87,004
業務活動による支出	11,207	6,333	△4,874
投資活動による支出	65	91,970	91,905
翌年度への繰越金	1,194	1,167	△27
資金収入	12,466	99,470	87,004
業務活動による収入	11,324	11,390	66
その他の政府交付金収入	10,049	9,699	△350
地方公共団体等拠出金収入	1,274	1,286	12
受託収入	0	10	10
その他の収入	1	396	395
投資活動による収入	0	86,000	86,000
前中期目標期間よりの繰越金	1,143	2,080	937

(基金勘定)

(単位：百万円)

区分	計画額	実績額	差額
資金支出	73,725	72,554	△1,171
業務活動による支出	11,200	3,585	△7,615
投資活動による支出	11,450	30,971	19,521
翌年度への繰越金	51,075	37,999	△13,077
資金収入	73,725	72,554	△1,171
業務活動による収入	15,993	14,326	△1,667
運営費交付金収入	815	815	0
国庫補助金収入	2,000	4,000	2,000
都道府県補助金収入	2,000	2,000	0
運用収入	253	293	40
その他の収入	10,925	7,218	△3,707
投資活動による収入	20,670	20,670	0
財務活動による収入	40	85	45
前中期目標期間よりの繰越金	37,022	37,473	451

別表-15

(承継勘定)

(単位：百万円)

区分	計画額	実績額	差額
資金支出	44,148	49,590	5,442
業務活動による支出	7,812	4,662	△3,150
投資活動による支出	4	11,005	11,001
財務活動による支出	33,325	33,319	△6
翌年度への繰越金	3,006	605	△2,402
資金収入	44,148	49,590	5,442
業務活動による収入	19,714	23,256	3,542
運営費交付金収入	842	842	0
国庫補助金収入	3,700	3,700	0
業務収入	15,146	18,472	3,326
その他の収入	26	241	216
投資活動による収入	4	14,417	14,413
財務活動による収入	21,400	10,999	△10,402
前中期目標期間よりの繰越金	3,030	919	△2,111

(注) 総計および各勘定における各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

財務の状況について

1. 当期総利益

各勘定別の当期総利益については、下記のとおりである。

(単位：百万円)

	当期総利益	主な発生要因
公健勘定	51	当初計画を上回る運用利息(62)及び貸倒引当金繰入に伴う損失(△10)
石綿勘定	—	—
基金勘定	—	—
承継勘定	1,634	利息収支差(1,131)及び未収財源措置予定額に係る未収利息分(469)

2. 利益剰余金

各勘定別の利益剰余金については、下記のとおりである。

(単位：百万円)

	①20年度末	②国庫納付額	③繰越積立金 取崩額	④当期積立額	21年度末 (①-②-③+④)
公健勘定	1,035	165	34	51	886
石綿勘定	—	—	—	—	—
基金勘定	675	675	—	—	—
承継勘定	9,136	2,147	0	1,634	8,624

3. 運営費交付金債務

各勘定の当期の運営費交付金債務残高は、下記のとおり。

(単位：百万円)

	運営費交付 金債務残高	主な要因
公健勘定	91	一般競争入札による調達コストの縮減を含む業務の効率化による経費の節減
基金勘定	175	運営費交付金の対象事業に充当する自己収入(運用利息)の増及び一般競争入札による調達コストの縮減を含む業務の効率化による経費の節減
承継勘定	286	一般競争入札による調達コストの縮減を含む業務の効率化による経費の節減

4. 資金運用の実績、資金運用の基本方針等

資金の運用については、独立行政法人環境再生保全機構の資金の管理及び運用に関する規程及び各基金の性格を踏まえた運用方針に基づき、安全かつ効率的な運用を行った。

なお、資金の運用に係る内部統制の観点から、資金管理委員会の審査機能の強化を目的とした規程の見直しを行っている。

基金運用利息 (単位：百万円)

区分	21年度
公害健康被害予防基金	1,092
地球環境基金	210

自己点検結果

- ・ 前中期目標期間繰越積立金の承認内容に沿った執行及び利息収支差等により、適正な利益を計上することができた。
- ・ 公健勘定及び承継勘定では、第二期中期目標期間の業務財源に必要な金額を積立金として承認を受けることができ、その承認に沿った執行ができた。
- ・ 一般競争入札による調達コストの縮減を含めた業務運営の効率化により経費の節減に努めた結果、国から財源措置された運営費交付金の縮減が図れた。
- ・ 各基金の運用方針等に基づき、安全かつ効率的な運用ができた。また、資金管理委員会の審査機能の整備に向けた検討を行った。

4. 承継業務に係る債権・債務の適切な処理

平成21年度計画の概要

- 破産更生債権及びこれに準じる債権並びに貸倒懸念債権（以下「正常債権以外の債権」という）を本中期計画期間中に300億円以下に圧縮するために、
 - ① 約定弁済先の管理強化
 - ② 返済恣憑
 - ③ 厳正な法的処理
 - ④ 迅速な償却処理
 に積極的に取り組む。
- 機構の正常債権以外の債権への取り組み状況及び正常債権から正常債権以外の債権への期中の変動状況を明らかにする。
- 中期計画期間中に平成20年度末の委託債権残高の2割に相当する債権を新たにサービス委託することを目指す。
- 今後の回収が見込めない債権等、効率性の観点から委託の必要のない債権については、委託を解除し機構の直轄とする。
- サービスに対する機構の管理監督機能をより充実させ、回収強化を図る。
- 承継業務に係る元本債権の貸倒引当金相当額等の補てんに必要な補助金が、37億円交付されることを予定。

平成21年度の重点事項

- ・ 個別債権ごとの管理の強化
- ・ 貸倒引当金の算出方法の見直し

平成21年度業務の実績

(1) 正常債権以外の債権の圧縮のための取組

平成21年度期末の正常債権以外の債権残高は382億円であり、平成21年度期首残高436億円から54億円圧縮した。

債権残高変動状況表

(単位百万円)

債権区分	H21年度 期首残高	回収	償却	移入	移出	H21年度 期末
破産更生債権等	6,138	449	176	2,945	3,821	4,638
貸倒懸念債権	37,432	3,339	0	4,078	4,615	33,555
小計	43,570	3,788	176	7,023	8,436	38,193
一般債権	76,980	11,883	0	1,670	257	66,510
合計	120,550	15,671	176	8,693	8,693	104,703

- ① 正常債権以外の債権を 54 億円圧縮した主な要因は、回収が 38 億円、貸倒償却適状となった債権を 1.8 億円償却したことによるものである。さらに債務超過状態が解消したため一般債権に移出したものが 17 億円あった一方で、収益悪化のため、債務超過状態となり正常債権以外の債権に移入したものの 2.6 億円あった。
- ② 一般債権から新たな延滞が発生したが、迅速に現地調査等を行い、粘り強く交渉を行った結果、延滞を解消させた。この結果、正常債権以外の債権の移入は財務状況の悪化によるもののみにとどめた。

回収額 38 億円のうち約 9 億円は、条件緩和債権から返済を慫慂した結果、繰上償還に結びついたものである。

- ③ 正常債権以外の債権において、貸倒懸念債権から破産更生債権等への移入は、担保処分へ移行する等で実質的に破綻した債権 2,945 百万円である。

一方、破産更生債権等から貸倒懸念債権への移出は、延滞を解消し、新たな約定を結び、定期弁済を行わせることとなった 954 百万円及び貸倒引当金の算出方法の見直しに伴い、新たに設けた貸倒懸念債権の引当率 100%に区分された 2,867 百万円である。

- ④ 法的処理は、平成 21 年度期首で競売 9 件、仮差押 3 件、訴訟等 7 件の合計 19 件である。平成 21 年度中に新たに行った法的処理は、競売 2 件、賃貸物件の賃料への差押 1 件、詐害行為取消訴訟等 3 件の計 6 件である。

一方で競売事案は 3 件が終結し、1 件は任意売却に移行したため 4 件が終了、訴訟等においては 5 件が機構勝訴で判決が確定した。この結果、平成 22 年度に係属する法的処理事案は、競売 7 件、差押 4 件、訴訟等 5 件の合計 16 件である。

新たに行った法的処理 6 件のうち 3 件はサービサー委託案件である。また終結した 9 件のうち 8 件がサービサー委託案件であり、この面でもサービサーに対する機構の管理監督機能を強化し、積極的に活用した。競売配当等による回収額は約 3 億円であった。

- ⑤ 貸倒償却に関しては、償却適状となった 2 件の債権で 1.8 億円の貸倒償却を実施した。

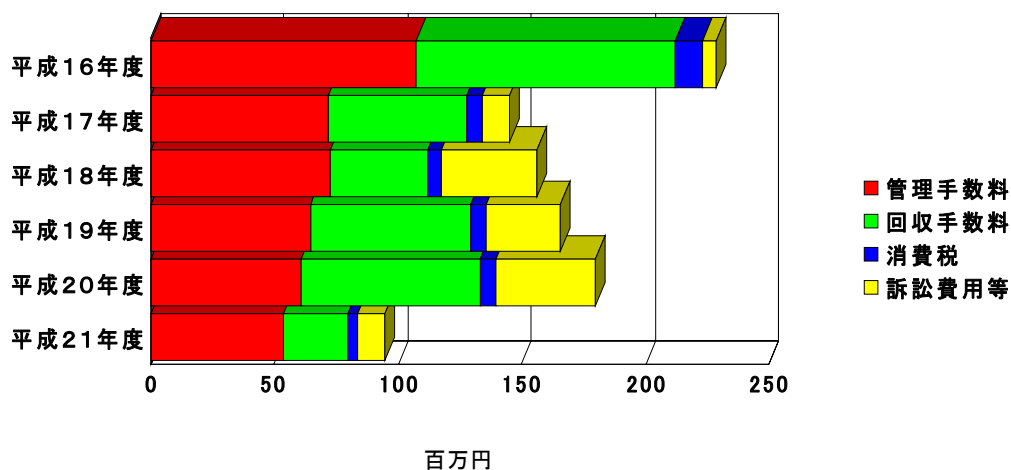
(2) サービサー委託債権からの回収

サービサーへの債権管理回収委託債権からの回収額は、元利合計額で、12 億円である。一方、債権管理回収委託費は 94 百万円であった。

(参考1) サービスへの委託費と委託債権からの回収額

年 度	委託費 A	委託債権からの 回収額B (元利合計)	B/A
平成 21 年度	0.9 億円	12.0 億円	13.3 倍
平成 20 年度	1.8 億円	20.1 億円	11.2 倍
平成 19 年度	1.7 億円	27.6 億円	16.2 倍
平成 18 年度	1.6 億円	16.3 億円	10.2 倍
平成 17 年度	1.4 億円	18.8 億円	13.4 倍
平成 16 年度	2.3 億円	35.9 億円	15.6 倍

サービス委託費用内訳



サービス委託費は0.9億円と平成20年度1.8億円から大幅に減少した。この要因は、今後の回収が見込めない債権や、効率性の観点で委託継続の必要のないと思われる委託先の解除に伴う費用減、回収額の減少に伴う回収手数料減少（平成20年度は回収手数料率50%である無担保債権からの回収60百万円あったが、平成21年度は通常の手数料率2~3%のみ）や訴訟等費用の減少があげられる。

委託の解除は、サービスへの債権管理回収委託債権（平成21年度期首委託債権数67社）のうち、今後の回収が見込めない債権、効率性の観点から委託継続の必要のないと思われる14社に関しては委託を解除した。平成21年度に新規に2社の委託を行ったことから、委託債権数は55社である。

(3) サービスへの新規委託

サービスへの債権管理回収委託は、延滞が発生している1組合（2社、債権残高18億円）を一般競争入札により、新規に委託した。

(4) 貸倒引当金の算出方法の見直し

貸倒引当金の算出に当たっては、従来の簡便法による引当率を改め、第1期中期計画期間中の貸倒実績率を踏まえた引当率を用いた他、債務者区分をより細分化する等の見直しを行い、平成21年度決算から適用した。

(5) 資金調達状況

自助努力による債券発行(50億円)に加え、政府保証民間借入金(60億円)の調達方法をシンジケートローン方式から希望利回較差競争入札(コンベンショナル方式)に変更するなどコスト削減に努めるとともに、財投借入金等の償還を円滑・確実にいった。

(6) 補助金交付状況

平成21年度において債権管理回収業務補助金37億円が予定どおり交付された。

自己点検結果

- ・ 正常債権以外の債権の状態及び取組状況を可視化した。これらを活用し延滞発生時の初期動作等に重点的な取組みを行った結果、正常債権以外の債権の圧縮を図ることができた。
- ・ サービスの新規委託に関しては、第2期中期計画期間中に、平成21年度期首の委託債権残高の2割増(28億円)を数値目標としているが、今年度新たに18億円の新規委託を行った。これにより、数値目標に対する達成率は64%となった。
- ・ 貸倒引当金の算出方法の見直しを行い、平成21年度決算から適用した。また、貸倒懸念債権の引当率を算出するための貸倒実績率は、毎年算定することとしており、より債権の実態に応じた適切な引当を行うこととした。
- ・ 経済情勢の変化に伴う新たな正常債権以外の債権の発生も予断を許さない状況が続いており、個別債権の管理を今後とも厳格に行うこととする。

IV 短期借入金の限度額

平成21年度計画の概要

- 短期借入金の限度額は、単年度 18,600 百万円。

平成21年度の重点事項

- ・ 資金の計画的、機動的な管理

平成21年度業務の実績

- ・ 短期借入金の借入状況

借入残高の最高額は、9月18日から9月24日の4,900百万円であり、限度額18,600百万円の範囲内であった。

借入期間	借入金額（百万円）
平成21年5月22日～平成21年6月22日	500
平成21年6月22日～平成20年7月10日	100
平成21年7月10日～平成21年8月10日	2,000
平成21年8月10日～平成21年8月31日	1,900
平成21年8月31日～平成21年9月10日	1,800
平成21年9月18日～平成21年9月24日	4,900
平成21年9月28日～平成21年10月28日	2,100
平成21年10月28日～平成21年11月25日	700
平成21年11月25日～平成21年12月25日	2,100
平成21年12月25日～平成22年1月25日	1,900
平成22年1月25日～平成22年2月25日	1,600
平成22年2月25日～平成22年3月23日	1,500

自己点検結果

- ・ 資金の計画的、機動的な管理に努め、短期借入金の限度額の範囲内での借入を行った結果、年4回（5月、9月、11月、3月）の財投借入金等の償還を円滑・確実に実施することができた。

V 重要な財産の処分等に関する計画

平成21年度計画の概要

- 戸塚宿舎の土地については、売却に向けた準備を進める。

平成21年度の重点事項

- ・ 売却に向けた情報収集等に努める

平成21年度業務の実績

(1) 売却に向けた準備

- ① 横浜国道事務所担当者が来訪の際、道路区域のみの買収ではなく、全部買収の検討を申し入れた。また、本中期計画期間内の全部売却は必須である旨を強調した。
- ② 横浜国道事務所による入居者への補償に係る調査が実施された。
- ③ 隣接地権者との境界確認を行った。

(2) 売却に向けた環境整備

現在戸塚宿舎に入居している職員には、売却に関する情報等を提供するとともに、契約宿舎への移行を含め退去を促している。

(3) 売却予定区域（横浜市戸塚区原宿1丁目）



自己点検結果

- ・ 平成21年度は、本中期計画期間中の売却に向けた準備を進めることができた。

VI 剰余金の使途

平成21年度計画の概要

なし

Ⅶ その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1. 施設及び設備に関する計画

平成21年度計画の概要

なし

2. 職員の人事に関する計画

平成21年度計画の概要

- 総務部の常勤職員数1名の削減。
人員に関する指標 ・ 期初の常勤職員数 146人
- 職員研修計画に基づく各種研修を実施。
- 人事評価制度の評価結果を人事及び給与等に反映し、士気の高い組織運営に努める。

平成21年度の重点事項

- ・ 内部統制の強化及び職員の士気を高めるための研修等の実施

平成21年度業務の実績

(1) 人員の削減

管理部門と事業管理部の縮減等を図るため、総務部において、業務分担等を見直すとともに、常勤職員数1名を削減した。

(期末の常勤職員数 145人)

(2) 研修の実施

①内部統制の強化

信頼される組織づくりの推進(職員倫理意識の向上、法令遵守の徹底)、コミュニケーションの緊密化等

- ・ コンプライアンス研修(新規)
- ・ 若手職員を対象としたマナー研修(新規)
- ・ 管理職を対象とした人事評価者研修

②職員の士気高揚

必要な知識・技術の取得、能力開発

- ・ 環境省環境調査研修所環境研修派遣
(地球温暖化対策研修、環境パートナーシップ研修、大気・交通環境研修、化学物質対策研修、廃棄物・リサイクル研修等)
- ・ 財務省会計センター政府関係法人会計事務職員研修派遣
- ・ 環境省環境行政実務研修派遣(平成21年4月1日～平成22年3月31日)

③職員の健康管理

- ・ 産業医によるメンタルヘルス研修

(3) 人事評価制度の適正な運用

人事評価は、その過程において、各職員の業務目標の明確化、管理職との間における業務内容や業務方法等についての認識共有化、課題抽出や対応策に係る指導の明確化等が伴うことから、職員の士気・能力向上及び業務効率の向上が期待できる。このため、適切な目標設定や評価手法について、管理職職員を対象とする研修を実施した。

また、評価結果を活用し、昇給幅及び賞与の額を決定したほか、年次を超えた昇任人事も実施した。

(4) その他

①職員意見募集の実施

機構職員の柔軟な思考を養い、創造的な政策立案を奨励するとともに、役職や所属を超えて機構内の議論の活性化を目的として職員意見募集を行い、22件の応募があった。この中で「業務の効率化・改善、人材育成等に関する提案」については、理事長表彰を行ったほか、研修に反映させることで既に一部が実現に至っている。

②法定外福利厚生費の見直し

法定外福利厚生費の支出の見直しについては、食事券の交付を廃止し、職員旅行補助及び福利厚生代行サービスのレクリエーション経費についても、平成21年度中に全廃した。

今後とも、国の要請に応じ、また、コンプライアンス・マニュアルに掲げたとおり「社会のものさし」により、費用の適切な執行に努める。

自己点検結果

- ・ 総務部の常勤職員数1名を削減した。今後、管理部門と事業管理部門の縮減等に当たっては、内部統制機能の低下が生じないよう、業務の効率化や役割分担について適切に見直すこととする。
- ・ 新たにコンプライアンス研修等を加えて研修の幅を広げた。今後とも、職場における士気や職員の能力向上等を図るため、充実に努める。
- ・ 人事評価に基づき昇給幅及び賞与の額を決定し、昇任人事にも反映させた。今後とも、個々の職員の能力向上への取組促進と組織全体のレベルアップを図り、引き続き人事評価を適切に実施していく。

3. 積立金の処分に関する事項

平成 21 年度計画の概要

- 主務大臣の承認を受けた金額について、公害健康被害予防事業及び債権管理回収業務（未収財源措置予定額）等の財源に充てることとする。

平成 21 年度の重点事項

- ・ 第二期中期目標期間の業務財源に充てる積立金の主務大臣の承認を得ること（財務大臣協議）

平成 21 年度業務の実績

第二期中期目標期間の業務財源に充てる積立金について、評価委員会の意見及び財務大臣協議を経て、主務大臣の承認を受けた。（公健勘定 870 百万円、承継勘定 6,989 百万円）

なお、公健勘定においては、自己収入で取得した固定資産の減価償却に 35 百万円を充てた。

また、承継勘定においては、借入金の償還財源等に充てた。

自己点検結果

- ・ 第二期中期目標期間の業務財源に必要な金額を積立金として承認を受けることができ、その承認に沿った執行ができた。

4. その他当該中期目標を達成するために必要な事項

平成21年度計画の概要

なし

<参考>年度計画数値目標達成状況一覧

年度計画に定められた数値目標一覧	平成21年度実績	備考
●国民サービスの向上		
<公害健康被害補償業務>		
汚染負荷量賦課金の申告額に係る収納率99%以上の維持	99.88%	申告額 39,484,339,300 円 収納額 39,436,128,900 円
一定規模以上の主要業種の工場・事業場に対し、平成20年度比50%増の実地調査の実施	55.26%増	20年度実績 38 工場 21年度実績 59 工場
徴収業務に係る委託業務契約(民間競争入札)において、平成20年度実績に比し7%以上の削減	7.85%	20年度実績 195,561,047 円 21年度実績 180,215,984 円
民間競争入札の活用により申告書等の点検事務等に係る人員について、1名の削減	1名削減	
<公害健康被害予防事業>		
調査研究課題の採択は、外部の有識者による評価を行い、公募の締切日から60日以内に決定	45日	
アンケート調査を実施し、回答者のうち80%以上の者から5段階評価で上から2段階までの評価を得る。	<知識普及> 89%	
	<研修> 97%	
<地球環境基金部>		
助成金の支給についての支払申請書受付から支払までの1件当たりの平均処理期間は4週間以内	26.12日	
研修受講者に対するアンケート調査の有効回答者のうち80%以上から「有意義であった」との評価を得る。	99%	
●その他		
総務部の常勤職員数1名の削減	1名削減	

